

英仏百年戦争における村落共同体の防衛活動について

—南仏サン・ギレム・ル・デゼール村
(St.-Guilhem-le-Désert)の事例より—

2023 年度卒業論文
文学部哲学歴史学科世界史コース

A20LA061
松向寺法道

目次

はじめに	4
第 1 章 百年戦争と南仏村落共同体	7
第 1 節 14 世紀後半のラングドック地方	7
第 2 節 傭兵崩れたち (<i>las gens d'armas</i>) と王権の要求	8
第 3 節 サン・ギレム・ル・デゼール村と村落会計簿.....	9
第 2 章 村落防衛費の内訳	12
第 1 節 防衛建造物の工事費	13
第 2 節 情報収集費	14
第 3 節 その他防衛に関する費用	15
第 3 章 村落防衛の事例.....	18
第 1 節 外敵の動向	18
第 2 節 村内における防衛策	20

第3節	村外との連携	24
おわりに	30
参考資料1	サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿の情報	39
参考資料2	防衛に関する工事一覧表	41
参考資料3	外敵の動向一覧表	46
参考資料4	防衛費内訳	49
参考資料5	南仏全体図	51
参考資料6	サン・ギレム・ル・デゼール周辺地図	52
参考資料7	傭兵崩れ出沒地図	53
参考資料8	1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿(史料翻刻)	55
参考資料9	1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿(日本語訳)	86
参考文献	118

はじめに

中世末期に英仏間で繰り広げられた百年戦争(1337年～1453年)は、これまで多くの研究者の注目を集めてきた。同戦争は、フランス国王によるイングランド国王の大陸領没収など様々な争点に端を発し、ベルトラン・デュ・ゲ克蘭やジャンヌ・ダルクの活躍、そしてイングランドがカレーを除く全大陸領を喪失することにより終結する。この時期に軍事・社会・財政面における諸制度の転換がはかられ、中世という時代に幕が引かれた。その特性ゆえに重要な史的意義を有する出来事であり、様々な分野において研究がなされてきた。

欧米においては、Ph・コンタミーヌ(Ph. Contamine)¹の軍政史、A・ヴィトリ(A. Vuitry)²やR・フォーティエ(R. Fawtier)³の税制史、M・キーン(M. Keen)⁴やK・B・マクファーレン(K. B. McFarlane)⁵の英仏関係史、B・グネ(B. Guenée)⁶の国制史研究などによって百年戦争研究の根幹が形成される。日本においても彼らの研究に依拠した、山瀬善一の軍事史⁷、伊藤滋夫⁸や堀越宏一⁹の税制史、加藤玄¹⁰や城戸毅¹¹の英仏関係史、また佐藤猛の国制史研究¹²などが挙げられる。いずれも王侯貴族の動向や統治機構、政治的事件といった上層社会に焦点が当てられている。一方で、社会下層において住民が寄り集まって形成した共同体、つまり都市や村落に関する研究は僅かしかない。日本学界においては、渡邊昌美が、「都市は城壁をめぐらし望楼をそなえてはじめて都市の名に値いしたのだし、単なる村落でも防柵や堀をもつもの、そこまで行かなくても、立地の選定や家屋の配置に防備関心の痕跡がありありと見てとれるのは珍しくない¹³」として、フランス各地の都市・村落の要塞化について例示している¹⁴ほか、近江吉明の中世後期の民衆蜂起史¹⁵、向井伸哉の南仏村落史¹⁶、佐藤の都市防備の主導権争いに関するモノグラ

フィ¹⁷が例外的に挙げられるのみである。

ただしフランス本国においては、百年戦争期南仏の都市・村落防衛に関する研究が、近年になり活発に行われるようになってきた。都市については、まず 1960 年代に J・グレニソン (Jean Glénisson) と Ch・イグネ (Charles Higounet) が都市会計簿を用い、フランス南西部諸都市を主たる対象として、百年戦争期の都市における防備強化と財政制度発展との相関性を指摘した。この問題提起を受け、1970 年代後半にコンタミーヌは防衛という共通目的による都市の社会的統一の進展を浮き彫りにし、その帰結として都市制度の発展に触れている。以降フランス全土において、財政史に関連付けられた都市防衛研究が広がりを見せることとなる。また 2006 年にはプロヴァンス大学で、戦争の都市経済・社会制度への影響を推定することを目的に学術会議が開かれた。同会議では、中世末期に治安が悪化する中で、防衛活動を通して自治力を高める都市もあれば、領主権力への従属を強いられる都市もあったことが示された。そして 2013 年にトゥールーズ第二大学で開かれたプロジェクトにおいて、V・シャレ (V. Challet) と V・オール (V. Haure) がそれぞれモンペリエとボルドーにおける防衛体制についての事例を報告している。しかし都市を取り扱ったものと比べると農村に焦点を当てたものはまだ少ないのが現状である。まず 1960、70 年代に G・フルニエ (G. Fournier) はオーヴェルニュ地方の農村に焦点を当て、その防衛形態についての先駆的な研究を行った。教会や既存の家屋、領主城などの防備強化から、村落を囲う防壁にいたるまで、村落防衛のための多種多様な手段を提示した。しかし、これに続く研究は 1990 年代以降、特に 2000 年代まで待たなくてはならない。1990 年代になるとイギリス人の歴史家である N・ライト (N. Wright) は、百年戦争下の農民により改修・管理された共同体内の防衛建造物の例示を行った。そして 2000 年のフララン (Flaran) における研究集会では、コンタミーヌが、本来

村落共同体を守るはずである公的権力の無力さに直面し、共同体自ら外敵との交渉や自衛を行わなければならなくなったという各地方に共通する特徴を強調した。その後、シャレ、G・ビュトー(G. Butaud)、D・ボドルー(D. Baudreu)、F・ロップ(F. Loppe)により村落防衛そのものが研究対象となる潮流が確立されていく。2007年には、トゥールーズ第二大学において、村落防備施設、とりわけ村落要塞に関する共同プロジェクトが立ち上げられ、この潮流を後押しする。同プロジェクトにおいて、ルエルグ地方の戦時下の危機感情に焦点を当てたG・フェラン(G. Ferrand)を筆頭に、トゥールーズ地方、ガスコーニュ地方、ベジエ地方についての研究がなされている¹⁸。

本稿は、これら、とりわけ中世末期南仏の都市・村落防衛の先行研究に範を取り、百年戦争下の村落共同体の防衛活動の再構成を目的とするものである。具体的には中世末期の会計簿が豊富に残る、南仏サン・ギレム・ル・デゼール村に焦点を当てる。当該史料は1381年度より作成され始めており、本稿では初年度のものに限定して分析を試みる。主要都市を中心に扱った既存の研究とは異なり、行政構造においては都市ジニャック(Gignac)の傘下に過ぎないサン・ギレム・ル・デゼール村に着目することで、小規模自治体視点での村落防衛の在り方や、主要都市を含めた周辺一帯の地方社会における同村の立ち回りが明らかになるだろう。

第1章 百年戦争と南仏村落共同体

本章では、当時のサン・ギレム・ル・デゼール村を取り巻く状況や取り扱う史料の説明を行う。第1節では、1380年代までの百年戦争の流れを同村が位置するラングドック地方に焦点を当てて概観し、第2節では、この時期の都市・村落を脅かしていた外敵である傭兵崩れと王権の要求について述べる。そして第3節では、同村の特徴および取り扱う史料について説明する。

第1節 14世紀後半のラングドック地方¹⁹

まず百年戦争とは、イングランドの大陸領をめぐる対立や、フランス王位継承権争いなどに端を発し、英仏両王の間で勃発した中世有数の戦争である。1337年イングランド国王エドワード3世が、自身の姻戚関係などを理由にフランス国王フィリップ6世に王位を請求し、1339年に英王自らフランスに遠征することで開戦する。序盤においてフランスは後退を続け、さらにクレシーの戦い、ポワティエの戦いで大敗を喫したことでイングランド優位の状況が決定的となる。戦争の影響は王侯貴族や兵士だけでなく、当然民衆にも襲い掛かる。開戦後ほどなくして猖獗を極めた黒死病により人口が激減する中、1355年、エドワード黒太子のラングドックへの侵攻で、都市・村落は略奪や焼き討ちの憂き目にあう。1360年、ブレティニー＝カレー条約で休戦するも、職を失った傭兵たちは盗賊団を形成し、自身の利益のために国土を荒廃させる。彼らは1360年から1380年にかけて、ラングドックで猛威を振るい続け、1370年代半ばからは、「イングランド人」と呼ばれる傭兵崩れたちがオーヴェルニュ、ルエルグ、ラングドック北部のいくつかの要塞を奪取し、1390年代初めまでそれらを占領し続け、周辺地域を脅かす。

また同時期に国王代行官としてラングドック地方を治めていたアンジュー公は、これら傭兵崩れを国内から追放するためや戦費調達などのために、三部会の同意を得ずに重度の課税をおこなう。しかしながら度重なる負担により王権に対する不満が蓄積され、ついにル・ピュイやニーム、モンペリエといった都市で反税蜂起が勃発する。「テュシャンの乱」と呼ばれるこの闘争は南仏の社会秩序を崩壊させる。結果、1380年にアンジュー公は国王代行官としての任務を解かれ、その後任にベリー公が就く。王権に対する都市・村落の反発が激化する中、ベリー公は南仏で勢力を誇っていた在地領主であるフォワ伯とラングドック支配権を巡り衝突する。ベリー公は親族であるアルマニャック伯の協力を得て、最終的に1381年9月にマゼールの協定、12月にカペスタンの和平を締結し、ラングドック統治権を手中に収める。彼は反乱を企てた諸都市に多額の罰金を課し、1384年ついに同地方の騒乱は終息を迎えた。

第2節 傭兵崩れたち (*las gens d'armas*) と王権の要求²⁰

次に前節で見たように同地方を脅かしていた「傭兵崩れ」と王権の要求について詳説する。傭兵崩れとは、もともと英仏両軍に雇われていたが、休戦などにより軍隊が解散したため職を失った元傭兵のことである。中世の軍隊は、封臣が封君に軍事的に奉公するべく、兵士として参従することで成り立っていた。この封建軍は中世末期に有給制が導入され、傭兵たちが戦列に加わることで大きく変質していく。それまでは戦争が終結すれば、封臣たちは各々自身が治める封土に戻ればよかったが、戦争を専らの生業とする傭兵にとって、軍隊の解散は失業を意味する。休戦中も食べなければならぬ彼らは、たちまち盗賊と化して各地を荒らし回る。英仏が休戦期に入った1360年以降、イングランドおよび

シャンパーニュの傭兵崩れがラングドック各地を襲ったのにくわえ、70年代後半にアルマニャック伯とフォワ伯の抗争がアンジュー公の仲介によって終息するにともない、イベリア出身の傭兵が大量に解雇され、ピレネー山麓において略奪を繰り返す。

こうした治安悪化を背景に、王権は傭兵崩れ対策を行うために都市・村落への干渉を強める。まず傭兵崩れを掃討するための戦費調達を理由に、これら諸共同体に重税を課した。1360年代から70年代にかけてラングドックの国王代行官を務めたアンジュー公は、在来の慣習に反するような課税を幾度となく試みており、その負担額は年々増加していく。さらに王権は、都市・村落が傭兵崩れによって奪取されないように、囲壁建造など防備強化のための工事を行うよう要求する。国王役人による直接の視察や幾度にも渡る工事の催促、そして囲壁の外側に位置する家屋の取り壊しを命じるなど、王権は干渉を強めていく。しかしながら、大半の場合、王権からの工事のための金銭的援助はほとんどなかったため共同体の住民は多大な自己犠牲を強いられた。工事に伴う費用は、共同体内で自ら直接税を課すことで捻出され、また必要な資材や労働力も共同体が確保した。このようにして百年戦争下の共同体は、傭兵崩れによる脅威と王権による要求に板挟みとなり、不断に種々の圧力を受けていたのである。

第3節 サン・ギレム・ル・デゼール村と村落会計簿

本稿の対象であるサン・ギレム・ル・デゼール村は、フランスはラングドック地方、現在のエロー県北部、エロー溪谷の分流であるヴェルデユス川沿いに存在する。黒死病到来前夜の1346年時点で276世帯を数えた²¹。この村は、9世紀初頭にトゥールーズ伯ギョーム・ド・ジェローヌが建てた修道院を中心に、人々が集住することで形成された。修道

院は彼の友人であるアニアーヌのブノワから助力を得て設立されたため、ギョームの死後はアニアーヌ修道院の管轄下に置かれる²²。しかし商人の往来による経済効果を巡り両村の間で対立が深まり²³、11世紀中葉には教皇アレクサンデル2世により同村はアニアーヌからの独立を認められ、サンチャゴ・デ・コンポステーラまでの巡礼路として発展を遂げていく²⁴。その後、1209年に宣布されたアルビジョワ十字軍(キリスト教の異端派であるカタリ派を殲滅するためにローマ教皇により組織された十字軍)により、同村が位置する低ラングドック地方は仏王領地に併合され、王国行政機構に組み込まれる。この地方は二分割され、それぞれに国王役人であるセネシャルが治めるセネシャル管区が形成される。さらにそのうちの1つであるカルカソヌのセネシャル管区内のベジエには、国王下級役人であるヴィギエが設置され、ベジエ周辺の農村部が管轄された²⁵。サン・ギレム・ル・デゼール村は当初ベジエのヴィギエ管区に属していたが、この管区はあまりに広大で統制が難しいと判断されたため、さらに3つに分割され同村はジニャックのヴィギエ管区に属することとなった²⁶。この村の領主はサン・ギレム・ル・デゼール修道院長であり、彼は同時に隣接するラ・ヴァクリ村とサン・ジャン・ド・フォス村も領有していた。ただし同修道院長は、サン・ギレム・ル・デゼール村に常住していたわけではなく、むしろこの村から離れていることのほうが多かった。そのため実際の村落行政は、毎年度3名選出される村長たち(*sendycs*)により共同で行われていた。またこれら村長たちを補佐する6人の助言者たち(*conseillers*)が「参事会(*conseil*)」を構成し、村落の意思決定に直接携わっていた²⁷。

この村に関する先行研究は、J.-L.・アベ(J.-L. Abbé)とシャレが、資産台帳や会計簿を用いて中世末期における同村の行政、軍事、経済について整理している²⁸他、L・カッサン(L. Cassan)によるサン・ギレム・ル・デゼール村および周辺共同体の行政構造についての概説²⁹と、É・

アポリ(É. Appolis)による同村の宗教的管轄権についての研究³⁰がなされたのみである。

サン・ギレム・ル・デゼール村の会計簿は、同村の百年戦争期における防衛的側面を追究することを可能にしてくれる。この村に関する史料は他に、王権により作成された国王証書、周辺の都市・村落の会計簿や議事録、また同村の資産台帳など多様に残存するが、防衛活動については村落会計簿がより鮮明に実情を伝えるため、これを用いる。本史料はエロー県文書館に所蔵されており、残存年代は1381年から1423年である(参考資料1参照)。上述のテュシヤンの乱を契機に作成が開始されたと考えられる³¹。材質は紙でできており、その年度に在職していた3人の村長たちによりオック語で記された。本論文では作成初年度である1381年度のものを取り扱う。この年度は13葉、表裏計26面が残されており、1葉目から10葉目の表までが支出の部で、10葉目裏が白紙として挟まれた後、収入の部が続く。ただし当初は存在したであろう14葉目以降の収入の部が欠損している。会計簿の構造としては、まず1葉目冒頭に作成年月日と書き手である3名の村長たちの名前が記された後、支出項目が列挙されていく。支出項目には、日時と簡単な支出内容、そしてその支出額が書かれている。また支出の部に関して、各頁末尾にその頁の小計が記されており、最終頁にのみ小計の下に累計が記載されている。以下では、これらの情報をもとに当時のサン・ギレム・ル・デゼール村の防衛的側面の再構成を試みる。第2章では村落防衛費の内訳が、第3章では村落防衛の具体的事例が、それぞれ検討される。

第2章 村落防衛費の内訳

本章では、1381年度のサン・ギレム・ル・デゼール村の総支出額のうち防衛に費やされた分やその使途の明細を提示することで、百年戦争に起因する負担が、同村財政にどれほどのしかかっていたかを分析することを目的とする。第1節では、防衛建造物の工事関連の出費について、第2節では、傭兵崩れの情報収集関連の出費について、そして第3節ではその他防衛に関する出費について見ていく。

本題に入る前に当時の貨幣体系の説明を行う。まず西ヨーロッパの貨幣制度は、カロリング朝フランク王国に遡る。カール大帝のもと、ローマ起源の貨幣制度に大幅な改革が加えられ、1リブラ(*libra*)=20ソリドゥス(*solidus*)=240デナリウス(*denarius*)という独自の貨幣体系が確立された。その後、フランス王国では、1リーヴル(*livre*)=20スー(*sou*)=240ドゥニエ(*denier*)という名称で同様の貨幣体系が用いられるが、実際に発行されたのはドゥニエ銀貨だけであり、リーヴルやスーはあくまでも計算上の単位として使われた³²。しかしながら、12世紀ごろからの経済発展を背景に都市商人の間ではドゥニエ銀貨に代わり、より高額の貨幣の発行を求める声が高まる³³。こうして13世後半にフィレンツェで発行されたフローラン金貨(*flory*)³⁴や、同時期ルイ9世により発行されたグロ銀貨(*gro*)、そしてジャン2世期に造られたフラン金貨(*franc*)が広く市場に流通することとなる³⁵。1381年度のサン・ギレム・ル・デゼール村会計簿においてこれらの貨幣は、1グロ=2スー、1フローラン=26スー、1フラン=32スー6ドゥニエのレートで登場する。

次に同村の1381年度の総支出額を提示する。算出方法によって誤差が生じるため最も妥当と思われる額を提示する。まずこの会計簿の支

出の部の最終頁に記されている合計額は287リーヴルである。一方で、支出の部各頁末尾に記されている小計を足し合わせた額は292リーヴル5スー3ドゥニエであり、前者の合計額とのずれが大きい。最後に、支出の部に記されている各項目を筆者自身で足し合わせた額が287リーヴル19スー1ドゥニエ+V[]ドゥニエ³⁶(=5759スー1ドゥニエ+V[]ドゥニエ)である。この額は全項目を一つ一つ足し合わせているため、比較的正確であり、また1つ目の合計額との誤差も少ないため、この額を総支出額として採用する。

第1節 防衛建造物の工事費

サン・ギレム・ル・デゼール村では、外敵からの脅威に備えるために防衛建造物の工事を行っていた。具体的には、村門の建造や修理³⁷、それに関連した蝶番や錠箱、鍵、鎖の製造³⁸、また門の工事と同時並行で行われた「木の通路(*lo pas del palm*)」の建造³⁹である(参考資料2参照)。それらにかかった費用を用途ごとに分析していく。

まず防衛建造物の工事全体で、総額961スーが費やされたことを確認しておきたい。その内訳は、労働人件費ならびに資材費として882スー5ドゥニエ、飲食費74スー7ドゥニエ、公正証書費4スーである。労働人件費と資材費については、会計簿の記述上、どちらを指しているかが不明瞭な箇所が多かったので、一つの区分としてまとめた。まず労働人件費は、村民あるいは遠方より招いた石工が行った労働に対する賃金である。労働内容は、資材探しやその運搬、そして実際の門の工事などである。資材費とは石灰石、木材、青銅、砂といった工事を行うにあたり要した資材の費用である。次に飲食費である。主に石工が工事について協議するためにサン・ギレム・ル・デゼール村を来訪した際や、その工事が終了した際に彼らを労うために飲食物が提供されている。史料には、パン(*pa*)、ワイン(*vy*)、肉(*carn*)、小麦(*fromen*)、あるいは

は飲むために(*a beure*)や夕食をするために(*a sopar*)、といった表現で記されている⁴⁰。最後に公正証書の発行費として4スーかかっている。これはサン・ギレム・ル・デゼール村が、遠方の山間村落ナント(*Nant*)の石工達と雇用契約を結ぶ際、公証人により作成された公正証書にかかった費用である⁴¹。

この防衛建造物の工事に関する出費は全体の中でもかなり比重が大きく、総支出額の16,7%を占める。その中でも石工への給金⁴²は計472スー4ドゥニエと高額であり一際目を引く。門の重要性については次章にて述べるが、わざわざ高い給金を払ってまで遠方より専門の職人を呼び寄せ工事を行ったことから、村落財政面から見ても当時のサン・ギレム・ル・デゼール村がいかに門の工事に関心を寄せていたかが読み取れる。

第2節 情報収集費

同村は外敵である傭兵崩れに対処するために情報収集を行っていた。そのためにかかった総額は113スー6ドゥニエである。その内訳は、他村への偵察者に対する報酬として58スー6ドゥニエ、他村からの使者への報酬に34スー、傭兵崩れに関する議題で行われた地方集会に参加した者への報酬に17スー6ドゥニエ、そして傭兵崩れ関連で国王ヴィギエのもとへ派遣された使者への出張費として3スー6ドゥニエである(参考資料3参照)。なおサン・ギレム・ル・デゼール村の村民が、村落業務で得た金銭は報酬ではなく手当の可能性があるが、会計簿の情報だけではその判別は難しい。

まず他村への偵察者に対する報酬とは、サン・ギレム・ル・デゼール村の民兵隊長(*capytany*)によって、傭兵崩れに占領された村へ情報収集のために派遣された村民(偵察者)に支払われたものである⁴³。

次に、他村からの使者に対する報酬である。これは傭兵崩れについての情報を共有するために近隣の共同体から使者が派遣されることがあるが、その使者に対して与えられるものである。傭兵崩れに関する情報は手紙に書かれた状態で伝えられることが多いが⁴⁴、中には手紙を持たず口頭で伝えに来る場合もある⁴⁵。

つづいては、傭兵崩れに関する地方集会に参加した者への出張費である。当時、ジニャックなどの都市が、そのヴィギエ管区に属する諸自治体を召集し、さまざまな議題で地方集会が開かれることがあった。その集会に参加するために派遣されたサン・ギレム・ル・デゼール村の村民(主に村長)に対して通例、出張費(報酬か手当かは区別が難しい)が支払われた。なお、本節ではそのうち、傭兵崩れに関する議題で召集されたもののみを対象に計上している⁴⁶。

最後は、傭兵崩れ関連で国王ヴィギエのもとへ派遣された使者への出張費である。1件だけであるが、傭兵崩れにより占領されたある村落に対して、何らかの対処がなされるかどうかを確認するべく、サン・ギレム・ル・デゼール村の村長がジニャックの国王ヴィギエのもとを訪れている⁴⁷。

第3節 その他防衛に関する費用

本節では防衛建造物の工事費や情報収集費には分類できなかったその他の防衛に関する費用を検討する(参考資料4参照)。その総額は、170スー7ドゥニエとV[]ドゥニエである。また後述するが、農地監督人への賃金も入れると355スー1ドゥニエとV[]ドゥニエとなる。内訳は、外敵への飲食物提供費に76スー10ドゥニエとV[]ドゥニエ、村の用心棒として雇った義賊テュシヤンたち(*tochys*)に関する出費に51スー2ドゥニエ、軍事関連での国王ヴィギエからの召集費に21スー、

情報収集を除いた軍事関連の議題で開催された地方集会への出張費に 14 スー、そして隣村の堀建造にサン・ギレム・ル・デゼール村が協力することになった際に支出された村長たちの食費に 7 スー 7 ドゥニエである。最後に戦争により治安が悪化する中、同村の農地や家畜の監視を行った農地監督人に関する出費 184 スー 6 ドゥニエである。

まず外敵への飲食物提供である。これは隣村サン・ジャン・ド・フォスの村外区に傭兵崩れが宿営し、彼らがサン・ギレム・ル・デゼール村に飲食物提供を要求した際、その要求を受け容れて差し出した飲食物の費用である。具体的に、彼らには冷たい飲み物 (*refesquamen*)、パン、ワインが与えられた⁴⁸。

テュシャンに関する出費は、パンやワインといった飲食費、同村に滞在中の家の賃料、また彼らが傭兵崩れに占領された村で奪ってきた油の購入費用である⁴⁹。

次は、軍事に関する国王ヴィギエからの召集に紐づく出費である。国王役人であるヴィギエから防衛に関する用件で召集されることがあり、その際派遣される村長への出張費として支出される⁵⁰。また場合によっては召集状が発行され、その発行費あるいは後日改めて送られる場合の郵送費を支払う必要があった⁵¹。具体的な召集内容は、丘の見張りに関する件と、要塞内の飲料備蓄に関する件の 2 つだが詳細は次章で取り上げる。

つづいては、情報収集を除いた軍事関連の議題で開催された地方集会への出張費である。上で見たように防衛に関する議題で地方集会に召集されることがあり、その際派遣される村長への出張費として支出される。1 件だけであるが、平民の武装化に関する議題で集会が開かれた。この集会では、参加していた貴族たちが平民に対して武装化を要求するが、平民側はその要求を拒否している⁵²。

そして隣村の堀建造に関する飲食費とは、サン・ギレム・ル・デゼー

ル村の村長たちが、同村領主であるサン・ギレム・ル・デゼール修道院長より、隣村サン・ジャン・ド・フォスの堀の建造の助力を持ちかけられた日および、堀建造に助力する旨をサン・ジャン・ド・フォスの村長たちに伝えた日の夕食費である⁵³。工事に直接かかった費用ではないが、平時であればわざわざ防衛用の堀を建造する必要はなく食費が発生することはないため、防衛関連の費用に含めた。

最後に、農地監督人の給金⁵⁴などに関する費用である。農地監督人そのものは本来村内の違反者や、村外からの侵入者により、村の農地や家畜に危害が加えられないように監視する役職である。しかし戦争に伴う治安悪化によりその業務は深刻を極める。周辺村落を跋扈する傭兵崩れが自村に近づけば、彼らと直接対峙する危険性を孕んでいる。傭兵崩れからの襲撃を防ぎ、村落の平穏を守るためには不可欠な存在であったため、常時でも存在する農地監督人に関する出費もその他防衛費に計上した。

以上が 1381 年度のサン・ギレム・ル・デゼール村で費やされた防衛のための支出である。それぞれ累計すると、農地監督人に関する出費を含めなければ 1245 スー1 ドゥニエと V[]ドゥニエであり、農地監督人に関する出費も含めれば、1429 スー7 ドゥニエ+V[]ドゥニエとなる。この年の総支出額は上述の通り 287 リーヴル 19 スー1 ドゥニエ+V[]ドゥニエ(=5759 スー1 ドゥニエ+V[]ドゥニエ)であるため、前者だと全体の 21,6%であり、後者だと 24,8%にあたる(参考資料 4 参照)。平時であれば必要としなかった防衛に関する費用が村落財政の 5 分の 1 以上を占めており、百年戦争下の村落にのしかかった負担の大きさが見て取れる。

第3章 村落防衛の事例

前章では1381年度のサン・ギレム・ル・デゼール村の防衛費に焦点を当てたのに対し、本章では、史料から読み取れる具体的な防衛策や外敵の動向を取り扱う。大きく3つに分けて、第1節では外敵の動向について、第2節では村内における防衛策について、第3節で近隣村落と連携した防衛策について例示する。

第1節 外敵の動向

休戦により職にあぶれた傭兵崩れたちは、都市や村落で略奪を働き住民たちを震撼させる。サン・ギレム・ル・デゼール村周辺にも出沒していた彼らの脅威に備えるべく、上述の通り同村は様々な手段を用いて情報収集を行った。そのため会計簿の随所に外敵についての記述が散見される。同史料には出沒地のほか、「脅威にさらした(*menasaban*)」⁵⁵、「激しく脅威にさらした(*menasavan fort*)」⁵⁶、「教会を襲撃した(*perforsavan la glyerha*)」⁵⁷、「占領した(*tenyan*)」⁵⁸、「襲撃した(*combatyan*)」⁵⁹、「占領された(*estar presa*)」⁶⁰、といった様々な表現で彼らの行動が記されている。2月中旬から3月中旬にかけては、サン・ギレム・ル・デゼール村北方のサン・ジャン・ド・ビュエージュ、アルゾン、ラ・ヴァクリ、マディエールに出沒し、3月下旬にロクセルスに出沒してからは、彼らの出沒情報はサン・ギレム・ル・デゼール村以南が目立つ。その後、サン・ジャン・ド・フォスの村外区やペズナス、ポリャン、ウスクラス・デローで出沒し、12月にロデーヴの平野に現れている(参考資料7参照)。このように傭兵崩れは周辺村落で跋扈しているが、サン・ギレム・ル・デゼール村に直接関係があるのは、傭兵崩れがサン・ジャン・ド・フォスの村外区に宿営した際の事例と、サン・

ギレム・ル・デゼール村が傭兵崩れの脅威にさらされているとの伝令を受けた事例である。1381年5月28日、隣村サン・ジャン・ド・フォスの村外区に宿営した傭兵崩れはサン・ギレム・ル・デゼール村に冷たい飲み物を要求した。村長は村に危害が加えられることを恐れ、要求を容れてワインとパンを彼らに与えた。こうして難を逃れたかと思いきや、その2週間後再び同じ傭兵崩れの集団がサン・ジャン・ド・フォスの村外区で宿営した⁶¹。そして彼らはサン・ギレム・ル・デゼール村に侵攻することを望んでいたため、村長はそれを防ぐためにワインを差し出した⁶²。くわえて同日、ペズナスから来村した人物が、「ペズナスでは、サン・ギレム・ル・デゼール村はいつか占領されるに違いないと言われている (*a Perenas se derye que esta vyla devre [estar] presa a quel jorn*)」と伝える⁶³。ちなみにその約1月後に同村でノストラ・ドナ門を修理することが決められるが⁶⁴、この度の傭兵崩れの一件と無関係ではないだろう。また10月20日に、ジニャックの国王ヴィギエから、「サン・ギレム・ル・デゼール村は傭兵崩れの脅威に激しくさらされている (*las gens d'armas nos menasavan fort*)」という旨の手紙が送られる⁶⁵。その前後に特に治安悪化に関する出来事は会計簿には記されていないが、サン・ギレム・ル・デゼール村が抱えていた切迫した状況が垣間見える。そもそもサン・ギレム・ル・デゼール村のような小規模自治体は、都市に比べて防衛力に乏しく、外敵からの襲撃を受けやすいと推測される。実際に襲撃や占領の憂き目にあった周辺自治体を世帯数で比較すると⁶⁶、ラ・ヴァクリ(27世帯)、マディエール(20世帯)、ロクスルス(20世帯)、ペズナス(476世帯)、ポリャン(275世帯)、ウスクラス・デロー(29世帯)である。ペズナスとポリャンに関しては世帯数が多いが、ジニャック(614世帯)やロデーヴ(1007世帯)といった都市と比べると一回り小さい。サン・ギレム・ル・デゼール村の世帯数は276世帯であり、村落規模がそこまで大きくないので、傭兵崩れの

標的となる可能性が高かったことは想像に難くない。

第2節 村内における防衛策

サン・ギレム・ル・デゼール村が独自に行っていた防衛策は史料から主に3つ挙げられる。門の工事、偵察者派遣、テュシヤンの雇用である。いずれの手段も当時の同村が外敵からの自衛に迫られていたことを示す直接的な証左である。

最初に門の工事を取り上げる。傭兵崩れなど、外敵からの襲撃に備えるための防衛建造物であり、会計簿には、ノストラ・ドナ門、ラ・ヴァクリ方面の門、マル・コッセリユ門、ペイレ・カヴァラリエ殿の某所有物に属する泉付近の門⁶⁷と称される4つの門の工事が記される。ラ・ヴァクリ方面の門とマル・コッセリユ門については記述がほとんどなく、それぞれ少額で簡単な工事が行われるのみである。ただし前者の工事は、村落周辺にいた傭兵崩れの動向と連関性があり、村民たちにとっての門の重要性やその意義が垣間見えるため言及しておく。ラ・ヴァクリ方面の門とは、その名称の通り隣村ラ・ヴァクリに通じる門である。この村が傭兵崩れにより占領されたという報告を受け、門の修理が行われることとなった。会計簿には、2月17日から3月12日までという短期間のうちに9度も傭兵崩れについて言及されている。その中にはラ・ヴァクリを占領した傭兵崩れ⁶⁸だけではなく、近隣村落であるサン・ジャン・ド・ビュエージュ、アルズン、マディエールに出没したものの⁶⁹も含まれるが、同時期に近隣地に出没していたことから、同じ傭兵崩れの可能性がある。相次ぐ傭兵崩れ出没の報告から、サン・ギレム・ル・デゼール村は緊張を高めていく。そして3月12日、ラ・ヴァクリ近隣のアルズンにおいても傭兵崩れが出没したことを受け、ラ・ヴァクリ方面の門の補修工事が行われた。内容は簡素で、村長であるギレム・

モレレンクが某村民に大釘 10 本で門に板を打ち付けさせたのみである⁷⁰。しかし同日、村外に放牧していた家畜が村内へと引き入れられている⁷¹。村の外においては無防備であり傭兵崩れの格好の的である家畜を、村内にて保護するという行為は、門の防衛建造物としての信頼性や、財を守るべく村落そのものが要塞としての機能を果たし得たことをうかがわせる。

一方でノストラ・ドナ門の工事は大規模であった。わざわざ遠方より石工を招き、多額の費用を要して工事は執り行われる。おそらく 5 月 28 日と 6 月 13 日に傭兵崩れの一団がサン・ギレム・ル・デゼール村を直接脅かしたと無関係ではないだろう⁷²。7 月 22 日、同村より北西約 38 キロに位置するナントという村落から石工を招く。村長たちは石工たちとノストラ・ドナ門修理について協議し、石工たちの強い勧めにより、両者の間で建造の合意がなされた⁷³。会計簿にはその日から翌日にかけて工事が行われている⁷⁴が、工事対象は明記されていない。ノストラ・ドナ門ではなくペイレ・カヴァラリエ殿の某所有物に属する泉付近の門である可能性が高いが、どちらの門を指しているのか明白に同定できない。作業内容は簡素に記されており、まず門の開閉で用いられるような蝶番の作成や、門の鍵を納めるための錠箱の補修が行われた。また「木の通路 (*lo pas del palm*⁷⁵)」と呼ばれる建造物の工事もなされ、具体的には石灰や砂、木を用いてその通路の修理が行われている。この日に石工が行った作業や賃金は会計簿に記されていないが、石工が村内にいる日に行われた作業であるため、彼らの指示で工事が行われたと推定される。その後しばらく作業は行われず、次に進展を見せるのは 9 月 9 日である。石工グアラ・ボスクはノストラ・ドナ門を視察するために 1 人の仲間と共に来村する。彼は工事に必要な額として 60 フランを要求する。村内における参事会で同事案が話し合われるも、葡萄の収穫時期の関係で作業ができないという理由で、石工には作業

をしばらく見送る旨が伝えられる⁷⁶。そして10月13日、ナントの石工ユック・サラとジョアン・アンドリエウと最終協議が行われる。その結果、村は基本的な費用負担の他に、資材である石灰石を確保し運搬しなければならず、また木材も石工に与えなければならないことが決められた。ただし石灰石の費用だけは石工側が持たなければいけなかった。そして石工に50フランが与えられることが決められ、公証人により公正証書が作成される⁷⁷。そして以後工事が着工される。実際、この契約通り、サン・ギレム・ル・デゼール村の村長や村民は石材探しやその運搬など門に関する作業を行っている。会計簿に記されている作業日は村長や村民が作業を行った10月13日と11月4日のみである⁷⁸。10月27日に、「木の通路(*palm*)⁷⁹」の錠前の修繕作業が行われているが⁸⁰、どの日にも石工が作業を行っている記述は見受けられない。これは上述のとおり石工たちに50フランを支払うことが決まっており、支出項目として新たに石工たちの作業を明記する必要がないからであろう。11月10日には、あらかた工事は終了したとみられ、同日工事に携わった石工に食事が提供されるとともに、彼らに給金が支払われる。そして彼らは出身地であるナントへと帰って行った⁸¹。

次は偵察者の派遣を見てみよう。周辺村落に傭兵崩れが出没している状況下、小規模自治体であるサン・ギレム・ル・デゼール村は、いつ襲撃を受けてもおかしくはない。そのため正確で信憑性の高い情報を求めて、同村の民兵隊長は周辺村落に偵察者をしばしば派遣した。1381年に偵察者が派遣されたのは4度である。上述の通り、1度目は2月17日にル・ケラールへ派遣された偵察者が、その村の村長からアルゾンが傭兵崩れに占領されているという旨の手紙を受け取る⁸²。そして自村に帰る途中、立ち寄ったラ・ヴァクリで傭兵崩れを発見した⁸³。2度目はラ・ヴァクリに傭兵崩れがいることを確認するべく2月19日に改めて同地に偵察者を派遣した件である⁸⁴。そして3度目は、1日遡って

2月18日にサン・ジャン・ド・ビュエージュに宿営した傭兵崩れを探るためにラ・ヴァクリへ偵察者を派遣した件である⁸⁵。そして4度目は3月4日、傭兵崩れに占領されているアルゾンにギレム・ガルニエを8日間派遣した件である⁸⁶。つまりたった数日のうちに、ラ・ヴァクリへ何度も偵察者が派遣されている。また最初にル・ケラールで得た情報の裏付けを取るべく、後日アルゾンにも偵察者を派遣した。情報の正確さがそのまま村人たちの安全に直結するため、危険を冒しながらも幾度にもわたり能動的に情報収集が行われているのである。

最後はテュシヤンの雇用である。テュシヤンとは14世紀後半の南仏に存在していた集団の呼称である。その語源は樹林、荒地、灌木地を意味する「*touche*」であるとされる。よく引き合いに出される北仏で反乱を起こした人々を指す「ジャクリー」とは異なり、書かれた史料をほとんど残していない。残された史料にはあくまでも略奪者や社会から疎外された者としての一面が記されるのみである。サン・ドニ修道士の年代記には、「これらの賤しむべき大衆は、地面をはっている蛆虫のように、不意に湧き出して来るその秘密の行動の故に、テュシヤンと呼ばれた。工具を操り、農具をふるう仕事を放棄して、彼らは、いかなる賦課にも応ぜず、自分たちの地方の古き自由を守るために闘う、という恐るべき誓いによって、相互に宣誓を交わした」と記される⁸⁷。だが近年V・シャレの研究により彼らの知られざる側面が明らかとなった。シャレはバニョール・シュル・セーズ⁸⁸やルエルグ地方、トゥールーズ地方⁸⁹に存在したテュシヤンの事例から、彼らの実像の見直しを図った。それまでは、武装し都市を脅かす反社会的な荒くれものとみなされてきたが、実際には彼らは都市と契約を結び、定住権が与えられる代わりに都市防衛に貢献する存在であったと主張する⁹⁰。このような共同体の用心棒として雇われたテュシヤンはサン・ギレム・ル・デゼール村にも存在した。上述の通り、1381年3月4日にアルゾンへ派遣した偵察者は3月

12 日に傭兵崩れについての情報を村に持ち帰る。そして同日、サン・ギレム・ル・デゼール村はその脅威に備えるべく、テュシヤンを雇うことを参事会にて決定した⁹¹。こうして雇われたテュシヤンに、村は飲食物や住居を与える⁹²。そして直後には、彼らは傭兵崩れにより占領された近隣の村へ偵察に行き、そこで油を奪いサン・ギレム・ル・デゼール村に売却した⁹³。偵察先の物資が外敵に流用されることを防ぐために、テュシヤンが略奪行為を働く事例がシャレにより報告されている⁹⁴。サン・ギレム・ル・デゼール村で雇われたテュシヤンは、従来考えられていたように傭兵崩れに比せられる反社会的な存在ではなく、シャレが示した通り、外敵から共同体を守る義賊のような側面があったことがよく分かる。

第3節 村外との連携

傭兵崩れによる脅威は、サン・ギレム・ル・デゼール村だけではなく、周辺村落においても同様に差し迫っている。地域一体となって有効に外敵に対処するため、王権・都市・村落間で協力して防衛体制が敷かれた。会計簿が示すこのような共同防衛策は、①手紙による情報伝達、②地方集会への参加、③国王ヴィギエからの召集、④国王ヴィギエからの武具準備依頼、⑤隣村の堀建造における助力、⑥共同討伐遠征の6つである。

まずは手紙による情報伝達について述べる。傭兵崩れの動向を共同体間で共有すべく、都市・村落は定期的に使者を派遣しあった。彼らが持たされた手紙には傭兵崩れの出没地などが書かれており、派遣先の村落に注意を促す。しかし必ずしも手紙によってのみ情報が伝えられたわけではなく、口頭で伝えられる場合もあった。サン・ギレム・ル・デゼール村が1381年度に他共同体の使者から情報を得た事例は8件

である。そのうち手紙の形態で伝えられたものは6件⁹⁵、直接口頭で伝えられたものは2件⁹⁶である。派遣される使者は基本的に1人であり情報を伝達した見返りとして、受信者であるサン・ギレム・ル・デゼール村側から報酬が支払われる。額はその時々で異なるが、2スーから8スーである。一方でこの会計簿には、サン・ギレム・ル・デゼール村側から手紙を送った事例は見当たらない。このことについてアベは、支出を伴った情報しか記述されないという史料の特性上、経費が相手負担の使者派遣については記述する必要がないからであるとする⁹⁷。

次に、サン・ギレム・ル・デゼール村が参加していたジニャックのヴィギエ管区全体の諸共同体が召集される地方集会についてとり挙げる。その議題は、租税や傭兵崩れの動向についてなど様々であったが、やはり防衛に関する内容が目立つ。1381年度に開催された地方集会は15件ありその内訳は、マゼールへの使者について4件、傭兵崩れ対策について3件、ベリー公が要求した租税について3件、平民の武装化について2件、パリへの使者について2件、目的不明が1件である。少なくとも、平民の武装化(前述)、傭兵崩れ対策の件は防衛に関する集会であり、マゼールへの使者やベリー公が要求した租税に関する件(詳細は後述)も軍事的な側面を持つ。ただしパリへの使者(訴訟や請願など何らかの目的でパリへ使者を派遣すること)については、会計簿の記述のみでは軍事関連のものかどうかは判断できない。まずマゼールへの使者についての集会を見てみよう。第1章1節で述べた通り、当時の南仏では国王代行官であるベリー公と南仏諸侯フォワ伯の間でラングドック支配権を巡る摩擦が生じていた。しかし1381年9月のマゼール協定や12月のカペスタンの和平でこの争いに終止符が打たれる⁹⁸。このマゼール協定に関して、会計簿からはサン・ギレム・ル・デゼール村が属するヴィギエ管区も関与していたことが読み取れる。1381年9月18日、ジニャックのヴィギエ管区においてマゼールへの使者が選出され

ることになり、ジニャックから 1 人、ロデーヴから 1 人が選出・派遣された⁹⁹。そして 10 月以降 3 度にわたり、派遣された使者に諸共同体の意向を追加的に伝えるために、ジニャックのヴィギエ管区内の聖職者、貴族、平民の三身分が一堂に会す地方集会が開かれている¹⁰⁰。ちなみにその一カ月後に開かれた平民武装化についての集会¹⁰¹も、同様に三身分が揃っているため、明記されていないがこれもマゼールへの使者に関する集会である可能性が高い。ラングドック地方全体を巻き込む騒動にサン・ギレム・ル・デゼール村も無関心ではいられず、管区に属する 1 つの共同体としてこの政治的動乱と対峙していたのである。つづいてベリー公が要求した租税についての集会¹⁰²をとり挙げる。マゼールへの使者についての地方集会開催とほぼ同時期にベリー公によって 1 世帯 1 フランの課税が行われた。その課税理由は史料に明記されていないが、戦時下において王権は戦争のための課税を頻繁に繰り返していたことから、そうした戦争援助金のひとつである可能性が高い。あるいはフォワ伯との和解交渉が進められた時期に下された命令であるため、和解のための資金集めであるかもしれない。傭兵崩れ対策についての集会を見てみよう。これは二つに大別でき、一つはロクセルスから傭兵崩れを追い出すための集会、もう一つはカブリエールを傭兵崩れから解放するための集会である。まず前者はロクセルスという村が傭兵崩れに占領されたことを受け、各共同体から徴兵をおこない、計 30 人で遠征に行くことが決められた集会¹⁰³である。また後者は、前年にベジエにてカブリエールを傭兵崩れから解放するための戦争援助金についての集会が幾度か開かれていたが¹⁰⁴、その徴収された戦争援助金の使途の把握を行う会計監査係を選出するための集会¹⁰⁵である。ヴィギエ管区での地方集会の召集は、単なる情報共有にとどまらず、具体的な対策の決定・執行を伴っていたことが理解できる。

次は国王ヴィギエからの召集について説明する。軍事に関するヴィ

ギエからの召集は2例ある。要塞内の飲料備蓄に関する事例と、丘の見張りに関する事例である。まず前者について説明する。ヴィギエはジニャックへ同村の村長たちを召集し、そこでカルカソヌのセネシャルからの手紙を手渡す。その手紙には、「自村の要塞内(*di dyns los forts*)」に飲料を備蓄するよう記されていた¹⁰⁶。傭兵崩れなどにより攻囲された際の非常用飲料として用いるため、あるいは彼らに物資として奪われないためであろう。ここで示されている「要塞」が、村のどの箇所を指すか定かではない。しかしこのことより、傭兵崩れから襲撃されたとしても、立てこもりその脅威に備えることができたことがうかがえる。つづいて後者、丘の見張りに関する事例を説明する。外敵の動向を探るため、丘に配置する衛兵を差し出すべくサン・ギレム・ル・デゼール村の村長たちが国王ヴィギエによりジニャックへ召集された¹⁰⁷。(会計簿には召集の主体について明記されていないが、後述の通り、後日この件に関して国王ヴィギエが来村しているため、国王ヴィギエによる召集であろう。)しかし、村長たちは自村に利はないとしてその命令を拒否する。後日、ヴィギエがサン・ギレム・ル・デゼール村を訪れ、同村に対し命令拒否のため何かしらの罰則を課するという旨を通告したため、村長たちはそれを回避するために再びジニャックへ向かった¹⁰⁸。地域の共同防衛という文脈で、管区内の共同体に対して罰則を伴った命令を発していたことから、王権が地域防衛の主導権を握っていたことが見て取れる。しかし一方で、サン・ギレム・ル・デゼール村は王権からの命令に唯々諾々と従うわけではない。たとえ相手が格上の権力を有していても、自村に利がなければ抵抗を試みる。ちなみに、このような反骨精神は、税に関する事案でも散見される。たとえば、サン・ギレム・ル・デゼール村が、パリへの使者のために、都市ジニャックが主導して課した地方税をサン・タンドレ・ド・サンゴニに納めに行く際、同村は自村以外の共同体も同様に納税するかどうかを確認するために、あえて道

中の他村落に立ち寄っている。その結果、立ち寄った村々は当該税を納めるつもりがほとんどないことが分かった¹⁰⁹。結局サン・ギレム・ル・デゼール村が納税したかどうかは分からないが、少なくとも課税に抵抗し、できる限り村への不必要な負担を減らそうと立ち回った様子が見えてくる。また 1381 年 9 月、ベリー公がヴィギエ管区の共同体に対して 1 世帯 1 フランの租税を支払うよう要求した際、サン・ギレム・ル・デゼール村の村長はジニャックやクレルモンといった近隣都市に助言をもらいに行き¹¹⁰、両都市のコンシュルから、支払う必要はないという返事を得たため、領主サン・ギレム・ル・デゼール修道院長や国王ヴィギエからの指示に逆らって、納税を拒んだ¹¹¹。度重なる課税に都市・村落では反税の機運が高まっていたのだろう。なお、その後開かれた本件に関する地方集会において、参加していた都市ロデーヴの市長たちは、「なぜ自分たちがここにいるか分からない(*els non sabyan per que els hyeron*)」と憤り、集会は延期され¹¹²、2 日後に改めて開かれた集会ではロデーヴは欠席し、納税を拒否している(サン・ギレム・ル・デゼール村は、この件については最終的に納税することに同意している)¹¹³。小規模自治体であるにも関わらず、ある時は都市に対して、ある時は王権に対して抵抗を試みた姿が浮き彫りとなる。

次に国王ヴィギエからの武具準備依頼について挙げる。ジニャックの国王ヴィギエがサン・ギレム・ル・デゼール村に「武具を準備しておくように命じていた(*l'arney que lur era comandat*)」が、同村はまだ準備していなかったため、期日を延ばしてもらえるように猶予状を発行してもらった¹¹⁴。この武具の種類や用途は不明だが、軍事動員に向けて、住民の武装を王権が村落に命じるという戦時下の様子が垣間見える。

次は隣村の堀建造における助力について述べる。隣村サン・ジャン・ド・フォスが堀の建造を行うにあたって、サン・ギレム・ル・デゼール

村では両村の領主を兼ねるサン・ギレム・ル・デゼール修道院長の助言に従い、工事を手伝うことが決められた¹¹⁵。サン・ギレム・ル・デゼール村は全くの利他から工事に介入したわけではなく、もともと両村間で生じていた何らかの係争に関する和解の側面¹¹⁶もあるように感じられる。いずれにせよ、共同体間で協力して地域防衛に努めた事例の一つとみなせるだろう。

最後に共同討伐遠征について触れる。上述の傭兵崩れ対策の集会で取り上げたが、共同体は自衛を行うだけではなく、傭兵崩れによって占領された村落を取り戻すべく、武力を伴い共同で外敵討伐を試みた¹¹⁷。この事例から、共同体は団結することによって、戦慣れした傭兵崩れをも退ける確かな抵抗力を生み出し得ていたことが分かる。

以上が王権および周辺自治体と協力して行った共同防衛の具体例である。傭兵崩れの跋扈という危機的状況を前に、諸共同体は団結をはかる。その中で王権や都市は主導権を握るべく、管区内で中心的な役目を果たすが、一方で小規模自治体も自村の権利や利益のためにしたたかに立ち回り、時には都市・王権の命令をいなし、時には真正面から反抗する。結局力不足でその命令を容れざるを得なくなるも、こうした態度に戦時下村落の反骨精神や力強さを見出すことができるだろう。

おわりに

最後に、本稿で再構成した 1381 年度のサン・ギレム・ル・デゼール村の防衛活動を総括しよう。

中世末期の南仏において、都市・村落で略奪を働く傭兵崩れの跋扈により治安悪化は深刻度を増す。この状況下でサン・ギレム・ル・デゼール村は、様々な手段を用いて外敵からの脅威に備える。村内においては、防衛建造物として門の建設を行い、村落そのものの防備強化を試みる。この工事で、村外にいた家畜は村内へと入れられることとなり、同村はまるで村の財を守る要塞としての機能を果たす。防備強化は門の工事にとどまらず、具体的な戦力を増強すべく用心棒として義賊テュシャンを雇った。彼らの主な働きについて、史料からは占領された村へ偵察を兼ねて物資を奪ってきたこと程度しか知りえない。しかしテュシャンが持ちうる外敵に対する抵抗力そのものが、村民には安心感を、外敵には威圧感を与えていただろう。

一方で防衛は村内だけにとどまらず、地域共同体間にも広がりを見せる。手紙による情報交換で傭兵崩れの出没を注意喚起するほか、しばしば開催される地方集会でその対策が話し合われる。または王権や都市からの命令で、丘を見張るための衛兵の動員、村落内への飲料物の備蓄、武具の準備、あるいは納税が要求されることもあった。最終的にはその圧力に屈して命令を受け入れることが多かったが、自村に利がないと判断したものに関しては抵抗を試みようとした点は見逃せない。また隣村の防衛物建造の助力を行うこともあった。このようにして、同村は共同防衛を通して地方内の諸勢力との連帯を深めていくこととなる。さらに主としてヴィギエ管区内で生じた問題のために開かれていた地方集会は、ラングドック地方全体を左右する政治情勢にも焦点を

当てる。ラングドック地方の支配権を巡り争いあっていたベリー公とフォワ伯がマゼールにて協定を結ぶこととなり、その会議に参加する使者を選出するために地方集会が開かれ、結果ジニャックから 1 名、ロデーヴから 1 名がマゼールへ派遣されることとなった。サン・ギレム・ル・デゼール村は選出されなかったが、以降マゼールへの使者に関して、聖職者、貴族も交えた大規模な集会が、時には意見の一致をみ、時には議論を紛糾させながらも開催される。同村は管区に属する共同体の 1 つとして南仏全体を巻き込んだ政治的動乱とも向き合うこととなったのである。

これまでの先行研究で、オーヴェルニュ地方やルエルグ地方、トゥールーズ地方、低ラングドック地方沿岸部(ベジエ地方)における中世末期の村落防衛に焦点が当てられることはあっても、低ラングドック地方山間部(ジニャック地方)の村落が対象として取り扱われることはほとんどなかった。もちろんこのサン・ギレム・ル・デゼール村の事例をそのままジニャック地方の村落防衛の在り方として一般化することはできない。しかし今後この地方における村落防衛の全貌を解明していく上で、本稿で示した事例はその先駆的一端として位置づけられる。とりわけ、テュシャンが防衛者として村落に雇われていた事例は注目すべきである。そもそもテュシャンに関する研究は乏しく、近年やっとシヤレによって共同体の防衛者としての側面が明らかにされはじめたところであり、彼が示したバニョール・シュル・セーズやルエルグ地方、トゥールーズ地方に関する事例しか研究蓄積がないのが現状である。サン・ギレム・ル・デゼール村において、外敵から村落を防衛する義賊としてテュシャンが雇われていた事実の発見は、中世末期南フランスにおけるテュシャンの実像をつかむ上で、ささやかながら貴重な手掛かりとなるであろう。

以上が 1381 年度の会計簿から明らかとなったサン・ギレム・ル・デ

ゼール村の防衛活動の全容である。1370年代末以降、英仏両王が互いに平和を模索し合い、百年戦争は長期的な休戦期間に突入するが¹¹⁸、社会下層レベルはそれまでの戦争の代償である傭兵崩れの脅威にさらされた。有効かつ直接的な傭兵崩れ対策を行わない王権に対する不信感をつのらせつつ、サン・ギレム・ル・デゼール村は自衛を試みる。年間支出額の20%以上を防衛費に費やしつつ、自村の防備強化と他集落との連携という両輪により必死に生き残りを図ろうとした。ともすれば歴史の影に埋もれてしまう人々の生きた証を南仏村落サン・ギレム・ル・デゼールの会計簿は我々の眼前にかくのごとく浮び上がらせる。

¹ Philippe Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen Âge. Études sur les armées des rois de France. 1337-1494*, Paris, 2003 (=1972).

² Adolphe Vuitry, *Études sur le régime financier de la France, avant la Révolution de 1789*, t. 2, deuxième série, Paris, 1883.

³ Ferdinand Lot et Robert Fawtier, *Histoire des institutions françaises au Moyen âge*, t. 2, Institutions royales, Paris, 1958, pp. 183-285.

⁴ Maurice Keen, « The end of the Hundred Years' War: Lancastrian France and Lancastrian England », *England and Her Neighbours*, 1989, pp. 297-311.

⁵ Kenneth Bruce McFarlane, « War, the Economy and Social Change: England and the Hundred Years War », *Past & Present*, vol. 22, 1962, pp. 3-18.

⁶ Bernard Guenée, « L'histoire de l'État en France à la fin du Moyen Âge, une vue par les historiens français depuis cent ans », *Revue historique*, t. CCXXXII-2, 1964, pp. 331-360.

⁷ 山瀬善一『百年戦争—国家財政と軍隊』、教育社、1981年；山瀬善一「国王課税と国王軍隊--1360年代のフランスについて Royal Taxation and Royal Army : On France in 1360s」、『国民経済雑誌』、140号、1979年、1-20頁；山瀬善一「百年戦争の初期におけるフランスの軍隊 Les Militaires Français au Début de la Guerre de Cent Ans」、『神戸大学経済学研究年報』、24号、1977年、1-26頁。

⁸ 伊藤滋夫「中・近世ラングドックの直接税収取機構の変遷」、『愛知県立

大学外国語学部紀要』、33号、2001年、47-70頁。

- ⁹ 堀越宏一「中世後期フランスの三部会における課税合意の形成と課税放棄」、『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』、創文社 2011年、130-158頁；堀越宏一「14世紀後半のフランス王国における租税制度の成立」、『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』、東京大学出版会、2003年、185-208頁。
- ¹⁰ 加藤玄「中世英仏関係における「海峡都市」カレー（小特集 海峡と都市）」、『都市史研究 = Journal of urban and territorial history』、6号、2019年、53-59頁；加藤玄「論点開示 中世後期の英仏関係とガスコーニュ（2013年度大会共通論題報告 西欧カトリック世界の帝國的構造）」、『西洋史研究』、43号、2014年、209-215頁。
- ¹¹ 城戸毅『百年戦争：中世末期の英仏関係』、刀水書房、2010年；城戸毅「公開講演 百年戦争とは何だったのか What was the Hundred Years War, after all?」、『白山史学』、44号、2008年、1-29頁。
- ¹² 佐藤『フランス国制史研究』。
- ¹³ 渡邊昌美「攻撃と防御の構造」、堀米庸三編『中世の森の中で』、河出文庫、1991年、87頁
- ¹⁴ 渡邊「攻撃と防御の構造」、87-123頁；渡邊昌美「城をめぐる生活」、堀米庸三編『中世の森の中で』、河出文庫、1991年、125-157頁。
- ¹⁵ 近江吉明「中世後期フランス王国北部における都市民蜂起のネットワーク--パリ都市民蜂起と各地の王国都市」、『専修人文論集』、82号、2008年、69-86頁；近江吉明「15世紀フランス「内乱期」におけるカボシャン蜂起」、『専修人文論集』、80号、2007年、283-319頁；近江吉明『黒死病の時代のジャクリー』、未來社、2001年；近江吉明「民衆蜂起の比較史的考察--14・15世紀の日本とフランスの場合」、『専修大学人文科学研究所月報』、192号、2000年、23-33頁；近江吉明「ジャクリー蜂起における蜂起衆の成立とその展開--「特赦状」の分析から」、『専修人文論集』、56号、1995年、23-91頁；近江吉明「エティエンヌ・マルセル市民蜂起と民衆-下-」、『駿台史学』、76号、1989年、103-144頁；近江吉明「エティエンヌ・マルセル市民蜂起と民衆-上-」、『駿台史学』、73号、1988年、73-98頁；近江吉明「14世紀北フランスにおけるジャクリーの意義--政治史的経過を中心に」、『専修史学』、5号、1973年、85-108頁。
- ¹⁶ 向井伸哉「一四世紀後半南仏ベジエ地方における自治体間の協力関係」、高山博・亀長洋子編『中世ヨーロッパの政治的結合体--統治の諸相と比

-
- 較』、東京大学出版会、2022年、441-469頁；向井伸哉「中世後期南仏ベジエ地方における村落自治と村落文書：中近世畿内地方との比較を念頭に」、『歴史科学』、246号、2021年、1-21頁；向井伸哉「中世後期南フランスにおける都市と農村の政治的関係—ベジエの都市エリートとヴァンドレスの村落共同体(一三五〇—一四〇〇)—」、『史学雑誌』、127編10号、2018年、1-30頁。
- ¹⁷ 佐藤猛「百年戦争勃発と北フランス都市防備の主導権争い—ノワイヨン市壁修理訴訟の蒸し返しを事例に一」、『日仏歴史学会会報』、36号、2021年、3-20頁。
- ¹⁸ フランスにおける中世都市・村落に関する研究は、花田洋一郎『フランス中世都市制度と都市住民-シャンパーニュの都市プロヴァンスを中心にして-』、九州大学出版会、2002年、25-26頁；ジャン＝ルー・アベ、向井伸哉訳「非常時の共同体：中世末期ラングドック地方における村落防備」（近刊予定）；Camille Lacroix, « La défense des communautés d'habitants à la fin du Moyen Âge et au début de l'Époque moderne : introduction », *Annales du Midi*, vol. 126, 2014, pp. 133-137; Shinya Mukai, « Une communauté villageoise face à l'insécurité: la défense de Sérignan (Hérault) dans la deuxième moitié du XIVe siècle », *Annales du Midi*, vol. 128, 2016, pp. 219-245 に依拠する。
- ¹⁹ 14世紀後半のラングドック地方については、佐藤賢一『英仏百年戦争』、集英社新書、56-85頁；Mukai, « Sérignan », p. 219; 佐藤『フランス国制史研究』、132-153頁；M.モラ、Ph.ヴォルフ、瀬原義生訳『ヨーロッパ中世末期の民衆運動：青い爪、ジャック、そしてチオンピ』、ミネルヴァ書房、1996年、192-198頁に依拠する。
- ²⁰ 傭兵崩れたち (*las gens d'armas*) と王権の要求については、佐藤『英仏百年戦争』、87頁；佐藤『フランス国制史研究』、131-134頁；Mukai, « Sérignan », pp. 222-233 に依拠する。
- ²¹ David Sassu-Normand, « Contrôle royal de l'espace et rivalités urbaines : la viguerie de Béziers et son démembrement au XIVe siècle », *Annales du Midi*, vol. 123, 2011, p. 52.
- ²² Jasé Cazes, *Saint-Guilhem-le-desert et sa region*, Aniane, 2005, p. 52.
- ²³ Pierre Macaire, *47 itinéraires de balades autour de Saint-Guilhem-le-Désert*, Liouc, 2005, p. 13.
- ²⁴ Macaire, *47 itinéraires*, p. 50.

-
- ²⁵ 向井「都市と農村の政治的関係」、4頁。
- ²⁶ Jean-Loup Abbé et Vincent Challet, « Du territoire à la viguerie : espaces construits et espaces vécus à Saint-Guilhem-le-Désert à la fin du Moyen Âge », *Annales du Midi*, vol. 119, 2007, p. 504.
- ²⁷ Abbé Léon Cassan, « L'administration communale aux XIVe et XVe siècles dans quelques communautés dépendant des abbayes d'Aniane et de Saint-Guilhem-le-Désert », *Mémoires de la Société Archéologique de Montpellier*, vol. 3, 1907, pp. 253-260.
- ²⁸ Abbé et Challet, « Saint-Guilhem-le-Désert », pp. 509-532.
- ²⁹ Abbé Léon Cassan, « L'administration communale », pp. 219-293.
- ³⁰ Émile Appolis, « La juridiction spirituelle de Saint-Guilhem-le-Désert et les évêques de Lodève (1284-1784) », *Annales du Midi*, vol. 65, 1953, pp. 153-170.
- ³¹ Abbé et Challet, « Saint-Guilhem-le-Désert », p. 511.
- ³² ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』、東京大学出版会、2008年、382頁。
- ³³ 鹿野嘉昭「中近世欧州諸国における貨幣供給、小額貨幣と経済発展」、『経済學論叢』、63巻2号、2011年、207頁。
- ³⁴ フローランはフランス語での名称。発行元であるフィレンツェにおいてはフィオリノ金貨(*fiorino*)と呼称される。
- ³⁵ ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』、383頁。
- ³⁶ []の個所は史料破損のため判読不明であることを示す。
- ³⁷ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 27、43、67、68、69、109、110、123、124、125、126、180、181。
- ³⁸ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 70、71、156、158。
- ³⁹ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 72、73、74、75、76、115。
- ⁴⁰ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 66、89、108、130、132。
- ⁴¹ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 107。
- ⁴² 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 131、133、134、135、136、137。
- ⁴³ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 6、8、9、12、24、157。
- ⁴⁴ 1381年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 17、19、36、79、111、142。

-
- ⁴⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 14、61。
⁴⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 34、56、62。
⁴⁷ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 20。
⁴⁸ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 53、54、57、58。
⁴⁹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 23、24、25、26。
⁵⁰ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 16、18、46。
⁵¹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 45、78。
⁵² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 138。
⁵³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 139、140。
⁵⁴ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 29、99、100、176、177、178。
⁵⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 14、17、23。
⁵⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 111。
⁵⁷ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 19。
⁵⁸ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 28、36。
⁵⁹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 34。
⁶⁰ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 61。
⁶¹ 2 週間同地にて宿営し続けていたかもしれない。
⁶² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 53、57。
⁶³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 61。
⁶⁴ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 66。
⁶⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 111。
⁶⁶ 黒死病がヨーロッパに到来する前の 1346-1347 年度の世帯数である。サン・ジャン・ド・ビュエージュとアルゾンの世帯数は不明。Sassu-Normand, « Contrôle », pp. 52-53。
⁶⁷ 正式な名称は判読不能のため不明。
⁶⁸ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 9、12。
⁶⁹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 6、8、14、19、20、23、28。
⁷⁰ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 27。
⁷¹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 29。
⁷² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 53、57。
⁷³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 66。

-
- ⁷⁴ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 67- 76。
- ⁷⁵ 現代フランス語で **pas** には戸口という意味があり、門の構造上開閉部分は木であると推測できるので、*lo pas del palm* とは木製の門扉である可能性もある。
- ⁷⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 89。
- ⁷⁷ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 107、108。
- ⁷⁸ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 109、110、121、124、125、126。
- ⁷⁹ 上述の木の通路だと推定される。
- ⁸⁰ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 115。
- ⁸¹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 130- 137。
- ⁸² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 8。
- ⁸³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 9。
- ⁸⁴ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 12。
- ⁸⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 6。
- ⁸⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 28。
- ⁸⁷ モラ、ヴォルフ、瀬原訳『民衆運動』、192-193 頁。
- ⁸⁸ Vincent Challet, « La révolte des Tuchins : banditisme social ou sociabilité villageoise ? », *Médiévales*, vol. 34, 1998, pp. 101-112.
- ⁸⁹ Vincent Challet, « Le Tuchinat en Toulousain et dans le Rouergue (1381-1393) : d'une émeute urbaine à une guérilla rurale ? », *Annales du Midi*, vol. 118, 2006, pp. 513-525.
- ⁹⁰ Challet, « La révolte des Tuchins », pp. 106-107.
- ⁹¹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 23。
- ⁹² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 24、25。
- ⁹³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 26。
- ⁹⁴ Challet, « La révolte des Tuchins », pp. 107-108.
- ⁹⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 17、19、36、79、111、142。
- ⁹⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 14、61。
- ⁹⁷ Abbé et Challet, « Saint-Guilhem-le-Désert », pp. 519-520.
- ⁹⁸ Challet, « Le Tuchinat », pp. 515-517.
- ⁹⁹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 90。
- ¹⁰⁰ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 104、105、112、113。
- ¹⁰¹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 138。
- ¹⁰² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 152、153、

154。

- ¹⁰³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 34。
- ¹⁰⁴ 1380 年ベジエにて、カブリエールを傭兵崩れから解放するための戦争援助金についての集会在幾度か開かれる。向井「ベジエ地方」、445-446 頁。
- ¹⁰⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 56、62。
- ¹⁰⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 45。
- ¹⁰⁷ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 16。
- ¹⁰⁸ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 18。
- ¹⁰⁹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 13。
- ¹¹⁰ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 88。
- ¹¹¹ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 145、146、147。
- ¹¹² 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 153。
- ¹¹³ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 154。
- ¹¹⁴ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 35。
- ¹¹⁵ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 139、140。
- ¹¹⁶ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 41。
- ¹¹⁷ 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿項目番号 34。
- ¹¹⁸ 佐藤『英仏百年戦争』、117-119 頁。

参考資料 1: 「サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿の情報」(向井伸哉作成)

自治体名	会計簿年度	会計簿フオリオ数	史料所蔵番号
St.-Guilhem-le-Désert	1381-82	13	Archives départementales de l'Hérault, 261 EDT 31
	1382-83	24	
	1384-85	18	
	1385-86	12	
	1386-87	7	
	1387-88	5	
	1391-92	14	
	1392-93	22	
	1393-94	2	
	1394-95	7	
	1396-97	8	
	1398-99	20	
	1399-1400	11	
	1405	14	Archives départementales de l'Hérault, 261 EDT 32
	1407	12	
	1408-09	8	
	1411-12	15	
	1412-13	18	
	1413-14	17	
	1414-15	31	
1418-19	15		
1422-23	9		

	1423-24	23	
--	---------	----	--

参考資料 2：防衛建造物の工事に関する支出一覧表¹¹⁹（1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿より筆者作成）

日付	工事対象	作業関係者	支出内容	支出額
1381/ 3/12	ラ・ヴァクリ (<i>Vacarya</i>) 方面 の門	ギレム・モレレンク (<i>Guilhem Molerenc</i>)	大釘 10 本と板の取り付け にかかった費用	2 スー
4/25	マル・コセッリ ユ (<i>Mal coselh</i>) 門	ギラルト・ディ・メレ ット (<i>Guyrart di Melet</i>)	棒の作成費	4 スー
7/22	ノストラ・ドナ (<i>Nostra dona</i>) 門	石工アンドリエウ (<i>Andryeu</i>) とその仲 間	石工たちと建造の協議を した際に提供した飲料費	7 スー
同日	ペイレ・カヴァ ラリエ (<i>Peire Cavalarye</i>) 殿 の某所有物に属 する泉付近の門	ギレム・コンバス (<i>Guilhem Combas</i>)	建造費	不明
同日	不明	ギレム・モレレンク	労働賃	6 スー
同日	不明	ジョアン・ドメルグエ (<i>Johan Domergue</i>)	労働と木材の費用	4 スー
同日	不明		蝶番作成、錠箱修繕にか かった費用	不明
同日	不明		ペイレ・レヴィエイラ (<i>Peire Rebyeyra</i>) に属す る 1 つの錠箱にかかった 費用。	1 スー
同日	木の通路 (<i>lo pas del palm</i>)	ジャクメ・ペリエ (<i>Jacme Perye</i>)	対象の材料としてエステ ヴェ・レヴィエイラ	18 スー

			(<i>Esteve Revyeyra</i>)の2つの梁を購入費	
同日	木の通路	ペイレ・エルメングアウ (<i>Peire Ermenguau</i>)	対象に用いる石灰の費用	10 スー
同日	木の通路	ペイレ・エルメングアウ	エルメングアウの所有するロバが石灰・砂・水を運搬代金	8 スー
同日	木の通路	2人の男	ロバを曳き、木材・石・青銅を運搬するのにかかった費用	8 スー
7/23	木の通路	1人の男	対象に関する土の作業代	2 スー
9/9	ノストラ・ドナ門	石工グアラ・ボスク (<i>Guara Bosc</i>)とその仲間	石工たちが門の視察・協議を行ったさい提供した飲料費	7 スー
10/13	ノストラ・ドナ門	石工ユック・サラ (<i>Huc Sara</i>) 石工ジョアン・アンドリエウ (<i>Jhoan Andryeu</i>) 村長 公証人ペイレ・ポンテ イツリュ (<i>Peire Pontylh</i>)	石灰の収集・支払いに関する協議を石工達と行い、その際作成された公正証書の発行費	4 スー
同日		石工ユック・サラ 石工ジョアン・アンドリエウ 4人の人夫	石工たちへの食事提供費	12 スー
同日	ノストラ・ドナ門	ギレム・モレレンク	石材探し(5日間)の労働賃	30 スー

同日	ノストラ・ドナ 門	ユゲット・ファーバ (<i>Huguet Faba</i>)	鉄の棒を探し、石材につ いての作業を終わらせ、 土砂を積む(3日間)のに かかった費用	14 スー
10/27	木の通路	ジョアン・グロ (<i>Johan Gros</i>) ペイレ・エスタニョル (<i>Peire Estanhol</i>)	対象に用いる錠前の修繕 費	10 スー
11/4	ノストラ・ドナ 門	ギレム・モレレンク	石材探し(6日間)の労働 賃	36 スー
同日	ノストラ・ドナ 門	ラモン・ベデル (<i>Ramon Bedel</i>)	石灰を受け取り、石材を 積む(5日間)のにかかっ た費用	17 スー6 ドゥニ エ
同日	ノストラ・ドナ 門	1人の男	石灰をラバで運搬するの にかかった費用	3 スー6 ドゥニ エ
同日	ノストラ・ドナ 門	ユゲット・ファーバ	石灰運搬代	3 スー6 ドゥニ エ
11/10		石工達	石工への食料提供費	8 スー7 ドゥニ エ
同日		石工ユック・サラ 石工ジョアン・アンド リエウ	石工への賃金支払い	9 フラン
同日		ラモン・ベデル	石工に提供した小麦代	40 スー

同日		石工ユック・サラ	石工への賃金支払い	1 フラン
同日		石工達	石工への賃金支払い	3 フラン
同日		石工達	ジョアン・マタスの賃金	3 スー4 ドゥニ エ
同日		石工達	山人 2 人の賃金	6 スー
同日		石工ユック・サラ	石工への賃金支払い	8 スー
1382/ 1/10	ノストラ・ドナ 門	ラモン・ロジエ	鍵と鎖の作成費	22 スー
同日	ノストラ・ドナ 門	ユゲット・ヴァラット	錠箱と釘の作成費	7 スー
1/20	木の通路	数人の男	補修工事費	2 スー 8 ドゥニ エ
2/3	ノストラ・ドナ 門	ペイレ・メングアウ	建造に必要な石灰の代金	5 フラン 23 スー 6 ドゥニ エ
同日	ノストラ・ドナ 門	ブレンギエイラ・エス テヴェナ (<i>Brenguyeyra Estevena</i>)	建造に必要な石灰の代金	42 スー 5 ドゥニ エ

¹¹⁹ 門の建造など防衛に関する工事が行われていると明記・推測される箇所、またその労働に対する報酬が記されている箇所を表にまとめた

参考資料 3 : 外敵の動向一覧表¹²⁰ (1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿より筆者作成)

日付	出没地	情報源	支出額
1381/ 2/18	サン・ジャン・ド・ビュエージュ (<i>San Johan de []velh</i>)	ラ・ヴァクリへ偵察しに行ったポゼット・ボニエ (<i>Posset Bonyer</i>)からの情報	4 スー
2/18	アルゾン(<i>Alzo</i>)	ル・ケラール(<i>Caylar</i>)へ偵察しに行ったジャクメ・コスタ(<i>Jacme Costa</i>)がル・ケラール村長から受け取った手紙	10 スー
2/19(上 述の 1 日後)	ラ・ヴァクリ	ラ・ヴァクリに寄ったジャクメ・コスタからの情報	
2/19	ラ・ヴァクリ	ラ・ヴァクリへ偵察しに行った若ペイレ・ギラルト(<i>Peire Guyrart, jove</i>)からの情報	6 スー
2/26	アルゾン	来村したラ・ヴァクリのギラルト・ディ・メレットからの情報	4 スー
2/27	不明 (ページの破れ)	アーレ(<i>Are</i>)の領主とベスのプリヨル? (<i>pryor di Bes</i>)からの手紙	8 スー
3/8	マディエール (<i>Madyeyras</i>)	ペゲロル(<i>Peguayro</i>)の有力者からの手紙	4 スー
3/9	マディエール	前日の件に関する参事会の議題より	3 スー 6 ドゥ ニエ
3/12	アルゾン	テュシヤンの雇用に関する参事会の議題より	3 スー 6

			ドゥ ニエ
同日	アルゾン	アルゾンに 8 日間滞在していたギレム・ガルニエ (<i>Guilhem Guarnyer</i>)からの情報	24 ス ー6 ドゥ ニエ
3/26	ロクセルス (<i>Rocorel</i>)	ジニャックで開かれた傭兵崩れに関する集会の議 題より	7 ス ー
3/30	ロクセルス	ロデーヴ(<i>Lodeva</i>)のサジェリエス(<i>sagelyes</i>)の 領主からの手紙	4 ス ー
5/28	サン・ジャン・ ド・フォス(<i>San Johan di Fors</i>)の 村外区	傭兵崩れからの飲食物要求より	1 フ ラン 31 ス ー [] ドゥ ニエ △
6/12	不明 (明示されず)	クレルモン(<i>Clarmon</i>)で開かれた傭兵崩れに関 する集会の議題より	7 ス ー
6/13	サン・ジャン・ ド・フォスの村外 区	傭兵崩れからの飲飲要求より	13 ス ー4 ドゥ ニエ
6/13		サン・ギレム・ル・デゼール村が傭兵崩れの脅威 にさらされているというペズナス(<i>Perenas</i>)から 来たエステヴ・レヴィエイラ (<i>Esteve Revyeyra</i>)からの情報	2 ス ー
8/27	ペズナス、ポリヤ ン	ジニャックのコンシュルからの手紙	

	(<i>Preronah</i> [𐌺𐌹𐌸𐌹𐌸𐌹𐌺]、 ウスクラス・デロー ー (<i>Useryan</i>))		2ス ー
10/20		サン・ギレム・ル・デゼール村が傭兵崩れの脅威にさらされているというジニャックのヴィギエからの手紙	4ス ー
12/6	ロデーヴ(<i>Lotves</i>) の平野	ジョアン・ボルディルス(<i>Johan Bordyls</i>)からの手紙	6ス ー
12/7	ロデーヴの平野	ロデーヴで開かれる予定だった集会が傭兵崩れにより延期となったことによる	14ス ー
1382/ 2/3		ベリー公による傭兵崩れに関する徴税	8ス ー

¹²⁰ 傭兵崩れ(*las gens d'armas*)の表記がある箇所や、外敵であると推測される存在について記されている箇所を表にまとめた。

参考資料 4：防衛費内訳(1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿より筆者作成)

(表 1)

防衛建造物の工事について	
内訳	金額
労働・資材費	882 スー5 ドウニエ
飲食費	74 スー7 ドウニエ
公正証書	4 スー
合計	961 スー

(表 2)

傭兵崩れについての情報収集	
内訳	金額
他村への偵察費	58 スー6 ドウニエ
他村からの手紙代	34 スー
傭兵崩れに関する 地方議会への出張 報酬	17 スー6 ドウニエ
傭兵崩れ関連でヴ ィギエのもとへ派 遣された使者への 出張費	3 スー6 ドウニエ
合計	113 スー6 ドウニエ

(表 3)

その他防衛や外敵に関する費用	
内訳	金額
外敵への食糧提供費	76 スー10 ドウニエと V[]ドウニエ (ページ破損のため不明)
テュシャンに関する出費	51 スー2 ドウニエ
軍事関連でのヴィギエからの 召集費	21 スー
情報収集を除いた軍事関連の 地方集会への出張費	14 スー
隣村の防衛物建造の際の食費	7 スー7 ドウニエ
(農地監督人への賃金など)	(184 スー6 ドウニエ)
合計	170 スー7 ドウニエと V[]ドウニエ (農地監督人への賃金なども合わせると 355 スー1 ドウニエと V[]ドウニエ)

防衛費合計…1245 スー1 ドウニエと V[]ドウニエ(全体の 21,6%)

※農地監督人への賃金なども含めると

1429 スー7 ドウニエと V[]ドウニエ(全体の 24,8%)

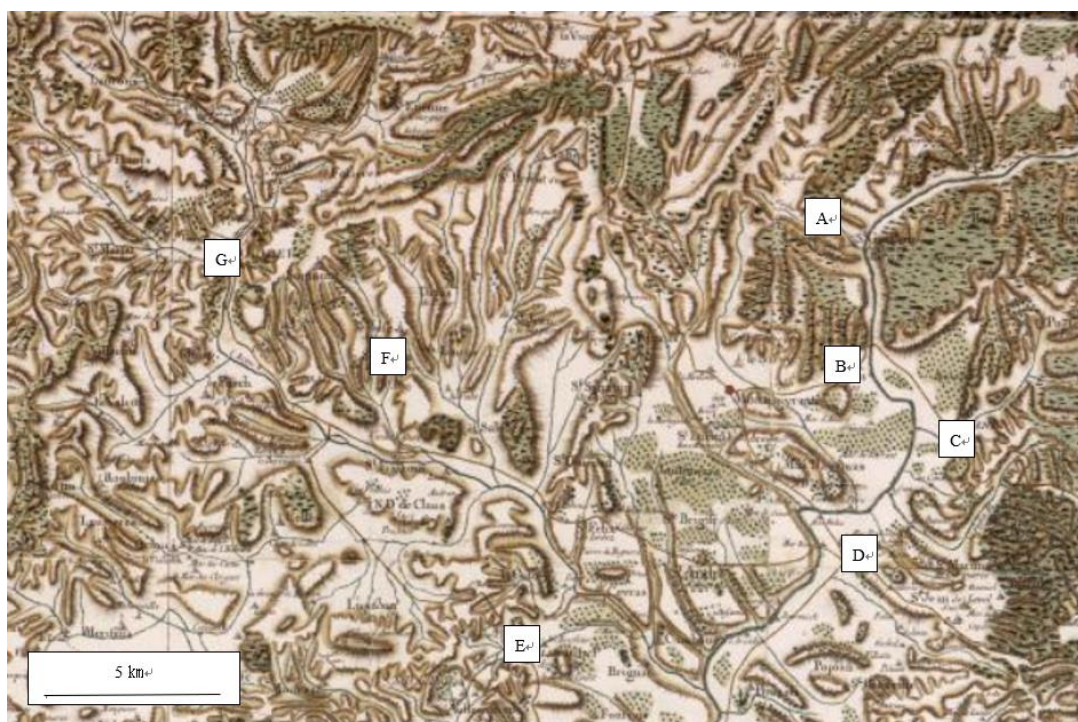
参考資料 5 : 南仏全体図 (IGN 地図¹²¹より筆者作成)



- A サン・ギレム・ル・デゼール
- B ジニャック
- C モンペリエ
- D ロデーヴ
- E ベジエ
- F カルカソンヌ
- G フォワ
- H トールーズ

¹²¹ géoportail (<https://www.geoportail.gouv.fr/carte>)、2024年2月11日

参考資料 6：サン・ギレム・ル・デゼール周辺地図(カッシーニ図¹²²より筆者作成)



- A サン・ギレム・ル・デゼール
- B サン・ジャン・ド・フォス
- C アニアーヌ
- D ジニャック
- E クレルモン・レロー
- F モンペイルー
- G ロデーヴ

¹²² géoportail (<https://www.geoportail.gouv.fr/carte>)、2023年11月25日

参考資料 7 : 傭兵崩れ出沒地図(カッシーニ図¹²³より筆者作成)

アルファベットはサン・ギレム・ル・デゼール村を除き出沒順



- A サン・ギレム・ル・デゼール
- B サン・ジャン・ド・ビュエージュ
- C アルゾン
- D ラ・ヴァクリ
- E マディエール
- F ロクセルス
- G サン・ジャン・ド・フォスの村外区
- H ペズナス
- I ポリャン
- J ウスクラス・デロー
- K ロデーヴの平野

¹²³ géoportail (<https://www.geoportail.gouv.fr/carte>), 2023年11月25日

参考資料 8 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿(史料翻刻)

Comptes consulaires de Saint-Guilhem-le-Désert (1381-82) ¹²⁴

[Fol. 1 r^o]

[1] En l'an di nostre senhor que'om comta M CCC LXXX a IIII del mes de febryer, foron fachs sendycxs di San Guilhem, Ramon Bedel et Guilhem Molerenc et Huguet Faba, et en apres escrybem nostra messa.

[2] Premyeyramens, anet Huguet Faba a Gynhac, lo jorn disus a IIII di febryer, que eron sytats tots los comus di la vyguarya e sobre la enbaychada de Fransa, els petyts comus non se pogro acordar am los grosses comus, estem ley II que fonc nuets, e negun non s'en poc anar estet II jorns ac per son maltrach, VII sous.

[3] [Item] a XII di febryer, nos trameron los cosols de Gynhac I^a letra en lacal letra se contenyer que nos fossem lendema a Clarmon sobre lo fach di la enbaysada di Fransa disus dicha, et aquy foron dacort que anesson III per tota la vyguarya, tenc la susdycha jornada Ramon Bedel ac per son maltrach, VII sous.

[4] [Item] loguem, lo jorn disus dych, Johan Gros per fornyer a la vyla a I an dam ly l'an XIII florys.

¹²⁴ 史料が破損していても、欠損箇所の補完が可能な場合は[]を用いた。また史料破損により判読不能な場合は()を用いた。

[5] [Item] lo jorn disus, ferem gytar la planca per tal di las olybas que eron Otra Era ne era desfach tot lo clap, dem a beure a raquels que la geteron et fonc en Guilhem Costa, despemdem, II sous.

[6] [Item] a XVIII de febryer trames, Guilhem Combas, capytany, Posset Bonyer per espyar a l[a] [Valcarya per espyar di las jens d'armas que eron alotjadas a San Johan de (velh), estet I jorn ac per son maltrach, III sous.

[7] [Item] a XIX di febryer, anet Huguet Faba a Gynhac per portar II gros per fuoc [per] la enbaychada di Fransa, et Poset Guotes di Sanch Adorny local levav[at] [su]s dycha moneda ley debye esse et, non ley fonc ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[8] [Item] a XVIII di febryer, trames Guilhem Combas, capytany, per espya Jacme Costa al Caylar [s]endycxs del Caylar nos manderon per letra com Alzo era pres per las gens d'[arm]as, estet II jorns ac per son maltrach, X sous.

[9] [Item] (ant), lo susdych, Jacme fonc tornats a la Vacarye, el trobet que de las ge[ns] [d'ar]mas abyde di dyns la Vacarya, et fyn que pogues venir en San Guilhem, f[onc] [ley] loguet Esteve Maura IIII gros VIII sous.

Soma II libres I sou VI deniers.

[Fol. 1 vº]

[10] Item a XVIII di febryer, baylem a Johan Gros, fornyer, en amerment di son malt[rach] era hy mosenhor Pons Perye, I flory.

[11] Item avem paguat a Johan Cryspy local esfornet lo pa di la vyla III jorns en avan que acsem loguat Johan Gros dem ly per son maltrach, VIII sous.

[12] Item lo jorn disus trames Guilhem Combas, capytany, Peire Guyrart, jove, per espyar a la V[aca]rya et quant fonc tornats dys que incaras eron las gens d'arma[s] [a] la Vacarya ac per son maltrach, VI sous.

[13] Item a XXV de febryer, anet Huguet Faba a Sant Adorny per pagar II gros per [fuoc] per la enbaychada di Fransa, et fonc di coselh que lo dych Huguet pass [a] [San] Johan et a Monpeyros et a Sant Adorny et sy trobaba que negun non res que aytan pauc non ho feres el trobet que negun pagua[t] per que ne tornet la moneda ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[14] Item a XXVI di febryer, sey venc Guyrart di Melet di la Vacarya per dyre que la[s] [gens] d'armas que eron ar Alzo nos menasaban fonc di coselh que dasem, IIII sous.

[15] Item avem paguat per I mas di papye, VI sous.

[16] Item a XXVII di febryer, anet Huguet Faba a Gynhac ont rabam sytats badas per puechs meron hy VIII el dych Huguet veren que di las badas non podyan avyrary lo luoc di San Guilhem non hy volc quosentyr ac [per] son maltrach, III sous.

[17] Item lo jorn disus, nos trames los senhos d'Are el pryor di Bes I home [am] letra en lalcal se contenyer qu'om las jens d'armas que eron a () menassavan et que estasem avyrats fonc di coselh que donassem () home, IIII gros VIII sous.

[18] Item a III di mars, nos fonc dich que moses lo vyguyer di Gynhac se venyr en esta vyla quar om ly a dat a entendre que nos non non (fa) bona guarda et fonc di coselh per estalbya major despessa que vas el anet ley Guilhem Costa, Huguet Faba agro per lur maltrach, VII [sous].

Soma III libres XII sous VIII deniers.

[Fol. 2 r^o]

[19] Item a VIII di mars, nos trameron los proromes di Peguayro las I home am I letra en lalcal letra se contenier com las companhas di Bare eron vengudas a Madyeyras et que perforsavan la glyerha, et que estassem avyrats fonc di coselh que dasem al dych home, II gros IIII sous.

[20] Item a VIII di mars, fonc di coselh que Huguet Faba anet a Gynhac per saber si moses lo vyguyer ly tramera gens a Madyeyras et non poc aver resposta ac per son maltrach, III sous VI deniers.

[21] Item a X di mars, anet Huguet Faba ar Anhana quar los bandyes d'Anhana avyan guatjat Ramon di las tyeyras que arava en Brossas am III buous quovenc que ley anes lo dych Ramon per far fer com lo dych Ramon arava am los III buous ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[22] Item a XII di mars, aneron Guilhem Molerenc et Huguet Faba et Ramon de las tyeyras ar Anhana et fes fe com lo dych Ramon arava am los III buous ferem ly redre lo guatje agro per lur maltrach, VII sous.

[23] Item fonc di coselh que s tencsem en esta vyla di tochys a fyn que

las gens d'armas que tenyan Alzo nos menasavan et fonc di coselh que'om los proberys d'ostal et di pa et de vi baylem lur l'ostal que (en) Guilhem Bayret d'Alamangran paguem per l'ostalate al dych Guilhem Bayre[t] [per] lo tems que sey esteron los susdyts tochs, III sous VI [deniers].

[24] [Item] paguem per los susdyts tochs per LXVII myets di vi que begro los susdy[ts] tochs a VIII deniers lo myech monta, XXXXIIII sous VIII deniers.

[25] [Item] [a]vem mays paguat per VII pas d'ostal que manjeron los susdychs [t]ochys.

[26] [Item] may avem paguat per holy que agro los susdyts tochs agro ne dans ho[stal] [a] [Mady]eyras que quosta, III sous.

Soma III libres VIII sous II deniers.

[Fol. 2 vº]

[27] Item avem fach adobar lo portal di la Vacaria en que merem X clabels grosses et I post mes ho hy Guilhem Molerenc, costet tot II sous.

[28] Item avem loguat, di volontat di nostre coselh, Guilhem Guarnyer local anava per espya[r] quant tenyan las gens d'armas Alzo estet hy VIII jornrs ac per son maltrach, XXIIII sous VI deniers.

[29] Item avem loguat, di volontat di nostre coselh, Guilhem Guaubert per esser ban[dier] et pueys fonc di coselh que'om l'on jetes persoquar covenyer qu[e] bestiary sey se vengues redre ac per son maltrach de VI

jorns que guyr la tera, VIII sous.

[30] Item fonc di coselh que feresem comprar los bans a nostre tems e fer[em] los comprar a Peire Dantan paguem ne, I flory.

[31] Item a XIII di mars, sey foron los proromes di la Va[ca]rya per auryr los com[mus] di bon frayre et di sos companhos et non poguem esse dacort, [donem] lur a beure despemdem, IIII sous.

[32] Item a XIX di mars, sey venc Antony, syrven di Gynhac, per exsecu[ta]r () gros per fuoc que levava Poset Guotes per la embaychada di fransa ac per son salary, VIII sous.

[33] Item a XX di mars, paguem a Johan Gros en amerment di son ma[ltrach] del forn pre lo Peire Balmas, I flory.

[34] Item a XXVI di mars, anet Guilhem Molerenc et Huguet Faba a Gynhac [quar] eravam sytats, et tota la vyguarye per tener coselh di las gens [d'armas] que combatyan Rocorel et fonc di coselh que'om proverys g[ens] [d'ar]mas a fyn que'om los getes di Roquorel, anet hy lo senher di () amben XXX a caval agro per lur trebalh, VII sous.

Soma V libres V sous VI deniers.

[Fol. 3 r^o]

[35] Item quant forem a Gynhac bon frayre fes trayre I letra di moyses lo vyguyer di Gynhac que venye al regen di San Guilhem com el perfosses sels que non avyan fach l'arney que lur era comandat costet la letra, II sous.

[36] Item a XXX di mars, nos trameron los senhos sagelyes di Lodeva I letra que estasem avyrats quar las gens d'armas que tenyan Roquorel coryan lo pays fonc di coselh que donasem al portador, IIII sous.

[37] Item a II d'avril, anet Guilhem Molerenc a Sant Adorny per pagar II gros per fuoc per la embaychada di Fransa, paguet ley a Poset Guotes, LXXVIII gros.

[38] Item costet la polysya, VIII deniers.

[39] Item ac per son maltrach, III sous VI deniers.

[40] [Item] a X d'avril, anet Huguet Faba a Gynhac per mostrar a nostre avocat I^a letra di sentensya lacal abyte tracha lo monestyer per verer sy pogra tener dan a la vyla et non ley atrobet l'avocat ac per son maltrach, III sous VI deniers.

[41] [Item] a XVIII d'avril, anet Huguet Faba a Gynhac am los proromes di Sanch Johan di Fors per mostrar la comporessyo dels et de nos sy aravam di tenguts di pagar als sens et moses lo jutje non nos poc far resposta mays que tornasem quant el nos mandera ac per son maltrach, III sous VI deniers.

[42] [Item] a XXV d'avril, anet Huguet Faba a Gynhac am lo fyl di Peire Guyrart que (av) perfossat la cort di monsehor di San Guilhem di tener I preronyer et nostre avocat dys nos que laychasem passar IIII jorns que l'abyte pres a guardar lo dych Peire Guyrart mays sy daquy avant lo volguesson perfossar que () om sen apeles per davan moses lo veguyer di Gynhac ac per son maltrach, III sous VI deniers.

[43] [Item] avem paguat ~~di Melet~~ a Guyrart di Melet per I^a bara que fes al portal di mal coselh, II gros, III sous.

Soma VIII libes VIII deniers.

[Fol. 3 v^o]

[44] Item a X di may, anet Huguet Faba am Peire Delpom ar Anhana que los bandyes l'avyan guatchat troberon que non era guatchats a tort ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[45] Item a XVII di may, anet senhor Guyrart di Frejavyla et Huguet Faba a Gynhac per parlar am moses lo vyguyer quar lo dych moses lo vyguyer nos ho avye mandat et quant forem per avant el nos mostret I letra lacal era venguda di part mosenhor lo senesqual di Carquasona que el agues [per] fossar la vyguarye di metre los byeures di dyns los forts et (aqu) el nos ho comandet et am carta paguem di la carta, II sous.

[46] Item agro per lur maltrach, VII sous.

[47] Item quant forem venguts di Gynhac nos ho contem a nostre coselh el coselh nos dys que sy lo dich moses lo vyguyer sey fos venguts que el nos agra (tat) VI frans fonc di coselh que ly trameres IIII frans ar el et a moses lo jutje ~~pœ~~ dem a moses lo vyguyer, II frans.

[48] Item a mos lo jutje, II frans.

[49] Item ac Guilhem Molerenc per son maltrach que ley ho portet, III

sous VI [deniers].

[50] Item a XXI di may, anet Huguet Faba, di volontat del coselh, a Gynhac per [mostrar] a nostre avocat la carta del forn com lo rey lo nos baylet, et avocat quant l'ac vyssta dys nos non donasem pus decore sy coma era acostumat ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[51] Item avem paguat a Johan Gros lo jorn disus entre III veguada [re]batemen di son maltrach, I flory.

[52] Item avem paguat a maystre Peire Pontylh, notary, local nos agrossa[t] () sendycat ave avut, II franc[s].

[53] Item XXVIII di may, sen alotjeron els barys di San Johan di Fors Lone[gue] [di] [Va]lensa et Mechalet et mandet nos que ly acsem a trametre refesquamen et fonc di coselh a esquyvar major dam[a] prerentasem I^a di vy fonc lo vy di Huguet Vala[t] () II ples hoyres, I franc et XXXI sous (V) [deniers].

[54] Item mays lur tramerem XIII pas grans.

Soma XV libres V sous IIII deniers.

[Fol. 4 r^o]

[55] Item avem paguat a Johan Gros que loy baylet bon frayre et bon Estanhol en revatemen di son maltrach, a VIII di jun, I flory.

[56] Item a XII di jun, anet Huguet Faba a Clarmon ont era sytas tota la vyguarye et per las gens d'armas, non ley foron mays nos et Seyras et

non ley ferem res mays que nos dycheron los cosols di Clarmon que asycneron nos outra jornada ac per son maltrach, VII sous.

[57] Item a XIII di jun, se alotjeron els barys di San Johan Fors Longue di Valensa et Mychalet et Guylhalmes Delpy, et Guylhalmes Delpy, capytany, sey volc venyr jbejolar am XII companhos, fonc di coselh que'om lur des a beure, despendem en vy que fonc di Huguet Valat, VIII [sous].

[58] Amolas di vy, V sous IIII deniers.

[59] Item avem fach penere sagramen, di volontat di nostre coselh, a Peire Selery et a bon Bylar los quals son anats en Malafossa per estynar d'olebyes los cals son di Jrlanda molher di maystre Johan Gras, sayentras, e a far I rach di caus et et Guyrart di Melet et nos III sendycs et quant forem venguts beguem ensems despendem, IIII sous

[60] [Item] quant bon frayre era capytanys, el fes trenquar I noguyer del sentery di San Laures. Moses Lefermyer pertendyer que era syeus et (der) que per despyech del om l'avye fach arabar. El nos ne volyer metre en plach am lo rey et am la glyelha, et di volontat di nostre coselh, nos o merem en compromes en maystre Huc Dantan local maystre Huc Dantan prononsyet que nos ly donasem per aquel noguyer al dych moyses Lefermyer a far I quogulla V francs et nos III sendych, di volontat di nostre coselh, ly avem baylats, V francs.

[61] [Item] avem paguat a Esteve Revyeyra que sen venc da Perenas per dyre que est[a] vyla estasem avyrats quar a Perenas se derye que esta vyla devre [estar] presa a quel jorn dem ly, II sous.

Soma X libres XIII sous X deniers.

[Fol. 4 vº]

[62] Item a IIII di julh, anet ~~Huguet~~ Huguet Faba a Gynhac ont eron sytadas los comus di la vyguarye, tota la vyguarye anet ar ordenar que elegesem VII homes III dels grosses et IIII dels paucs et ferem ho, los aguesan poder di auryr comtes daquels que avyan amynystrada la moneda di Cabryeyras et d'autres gens que avyan levada moneda di la dycha vyguarya et far talha per pagar l'anada di Fransa ac per son maltrach, III sous VI deniers.

[63] Item a XX di julh, nos trames mosenher lo duc di Bery I letra en local se contene que nos fossem a Quarquasona a XXVI del dych mes, dem al portador di la letra quar en escrych aportava, II sous.

[64] Item a XXII di julh, anet Huguet Faba, di volontat del coselh, ar Anhana et a Gynhac sy negun anavon a parlamen a Carquasona et atrobet que hoc ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[65] Item avem paguat a Johan Gros en rebatemen di son maltrach (b) luy la molher di Ramon Bedel, I flory.

[66] Item mays avem ~~paguat~~ sey fach venyr, di volontat di nostre coselh, per III veg[uada] sey avem fach venyr maystre Andryeu, peyrye, esson companha[s] nos poguem acordar di bastyr lo portal di nostra dona (apre) quar demandavan ne trop, dem lur a beure costet, XII sous.

[67] Item Guilhem Combas, capytany, fes far unas portas al teron foron las di mossenhor Peire Cavalarye coston.

[68] Item estet I jorn Guilhem Molerenc ac per son maltrach, VI sous.

[69] Item estet I jorn Johan Domergue, e I byguasyenba, IIII sous.

[70] Item costo di far los guoros et adobar palastratjas

[71] Item costet I palastratja que fonc di Peire Rebyeyra, I sou.

Soma II libres XVIII sous.

[Fol. 5r^o]

[72] Item Jacme Perye, capytany, fes adobar lo pas del palm compret II trancs di Esteve

Revyeyra avem ne paguat, XVIII sous.

[73] Item mays avem paguat a Peire Ermenguau per V emynals di caus que merem el susdych palm, X sous.

[74] Item mays avem paguat a Peire Ermenguau per I jornal que basty lo susdych pas del palm et per son are que portet la caus et l'arena et l'aygua per tot, VIII sous.

[75] Item mays avem paguat per II homes que porteron la susdych fusta et meneron l'are et porteron la peyra et l'arama et servyron lo susdych Peire Ermenguau agron per lur maltrach amdos, VIII sous.

[76] Item tornet ley lendema la I home que non era complyts di tera lo susdych palm estet hy I jorn ac per son maltrach, II sous.

[77] Item may avem paguat a Johan Gros, fornyer, en rebatemen di son maltrach, a XXII aost, I franc.

[78] Item may avem ~~æ~~ paguat per I manda que nos trames moyses lo vyguye di Gynhac que meresem los byeures els forts, II sous.

[79] Item a XXVII d'aost, nos trameron los senhos cosols di Gynhac I manda que estasem avyrats que las gens d'armas eron a Perenas et a (Preronah) et a Useryan, dem hy al ome, II sous.

[80] [Item] a l'ostal di Peire Balmas vengron III ~~eop~~ comesarys di las finanzas, et dem[anderon] quosi era fynats los bes que tery l'espytal ny cosi tenyam lo fon et mots d'autres sengulas di la vila, fonc di coselh a fyn que se p[resen]teson pus bel que paguasem lur despens & paguem que despen d[em] a l'ostal di Peire Balmas, XIII gros XXVIII sous.

[81] Item prerentem lur II amolas di vi coston, I sou III deniers.

[82] [Item] a VII di setembre, sey venc I manda di mosenhor di Bery di I franc per fuoc, II sous.

[83] Item avem paguat per I^a manda di VIII gros meg per fuoc que levava maystre Peire M[al]ros, di Seyras, per despens di la vyguarye, II sous.

[84] Item avem paguat per I^a manda di V crozats per fuoc que levava Bernard Salb[anesc], di Clarmon, per despens di la vyguarye, II sous.

Soma V libres XVIII sous X deniers.

[Fol. 5 vº]

[85] Item a VIII di setembre, anet Huguet Faba a ~~Gyn~~ a Seyras per pagar VIII gros meg per fuoc per despens di la vyguarye los cals leva maystre Peire Malros, paguet ley, X francs.

[86] Item perdet en I franc que era contrafachs, I sou IIII [deniers].

[87] Item perdet en los susdyts X francs que non lo prenye mais per XVI gros et avyan los pres per XVI gros I quart monta la perdoa, V sous.

[88] Item ac per son maltrach que fonc di coselh que d'aqui anes a Clarmon et a Gynhac per dimandar coselh del franc que demandava monsenhor lo du[c] di Bery et atrobot que non s'en debye ges pagar quar los cosols di Clar[mon] et di Gynhac ~~ly dech~~ ly dychero que non era ges autryat, VII sous.

[89] Item venc sey ~~tal~~ Guara Bosc, peyrye, am I companho per verer lo portal di nostra dona et mostrem ly tot so que hy volyam far, dimandet LX francs, fonc di co[selh] que sey tornes al cap di VIII dyes et agram ne parlat am nostre coselh et ~~tor~~ tornet sey et acordem ho tot so que hy farye mestyes di maystrat () manobras mays que nos devem cavar la peraro a XXXV francs et IIII (yeyras) di vi fonc di coselh que'om ho layches estar fyn que'om ague () vendemyat et adoncs respondera lur non dem lur a beure ambedos veguadas que sey foron despendem, VII sous.

[90] Item a ~~XX~~ XVIII di setembre, anet Huguet Faba a Gynhac ont era syta[t] la vyguarye que'om trameres a Mareras ont eran sytats II o III ho[m]es di la vyguarye per parlar ~~alle~~ am lo comte di Foys fonc difenyt

qu[e] I de Gynhac et I di Lodeva ac per son maltrach, III sous VI
[deniers].

[91] ~~Item dem ly a beure despendem~~

[92] Item a XX di setembre, sey venc I syrven di Gynhac per exsecutar
la resta [di] [VIII] [gros] meg per fuoc que levava maystre Peire Malros
ac per son salary, VIII sous.

[93] Item dem ly a beure, despendem, I sou.

[94] Item a XXII di setembre, nos trames () sen Bernard Salbanesc, di
Clarmon, local [levava] () bos) per fuoc per despens di la vyguarye I
syrven di Gynhac ac per [son] [sara]ry, VIII sous.

[95] Item avem paguat a Johan Gros en rebatemen di son maltrach, I
[flory].

Soma XVIIIIB libes XI sous X deniers.

[Fol. 6 r^o]

[96] Item a XXIIII setembre, anet a Seyras Huguet Faba per fynar VIII
gros meg per fuoc per despens di la vyguarye paguet ley, VIII francs III
gros meg.

[97] [Item] perdet se en los VIII francs que non los prenyer mays per
XVI gros e nos avyan los pres per XVI gros I quart, III sous.

[98] Item ac per son maltrach que anet a Clarmon per portar en torn II

frorys que que ly eron dimorats a sen Bernard Salbanesc el dich sen Bernard non volc ges prene carny avye tant pauc mays, quel det det d'alonguy VIII jorns, VII sous.

[99] Item avem paguat a Guilhem Guaubert local es bandyes a nostre tems dam ly æt al for di XX francs d'au, l'an et I^a sabatas loguem lo, a V setembre, avem ly paguat en rebatemen di son salary, II francs.

[100] Item per unas sabatas quel devyam dar, X sous.

[101] Item avem fach I^a talha, di voluntat di nostre coselh, per pagar VIII gros meg per fuoc et que leva maystre Peire Malros, di Seyras, et per V crozats que leva sen Bernard Salbanesc, di Clarmon, per despens fach per la vyguarye er avam IIII jorns et traysem la del libre despendem, XIII sous.

[102] [Item] ð a II di octobre, anet Huguet a Clarmon per pagar V crozats per fuoc per lo despens di la vyguarye lalcal leva sen Bernard Salbanesc paguet ley, VI francs.

[103] Item ac per son maltrach, VII sous.

[104] [Item] a VI di octobre, anet Huguet Faba, di voluntat di nostre coselh, a Clarm[on] ont era sytada tota la vyguarye per far resposta als enbachados que ero a Mareras et fonc di coselh que'om oferes saber a la g[lyer]ha enls gentyls et det om jornada que'om fos a San Johan di Lablaq[u]eyra estet II jorns ac per son trebalh, XIII sous.

[105] [Item] a VIII di octobre, anet Huguet Faba, di voluntat di nostre coselh, a [San] Johan di Lablaqueyra ont foron sytats tots los comus e la

glyerya els g[en]tyls per far la resposta als enbachados disus, fonc di coselh que'om l[ur] mandes que non cosentyssos res ~~era~~, et non atrobot om pressona [que] ley volgues far la resposta, era ley sen Bernard Salbanesc, di Clarmon, lo[cal] levava V crozats per fuoc paguet ley, VII francs.

[106] Item ac per son maltrach, VII sous.

Soma XXXX libres XVIII sous VI deniers.

[Fol. 6 v°]

[107] Item a XIII di octobre, baylem a bastyr lo portal di nostra dona a maystre Huc Sara et a maystre Johan Andryeu, alyas Lemory, maystres peyryes di Nant als cals maystres nos devem aver sus l'obra tot quant mestyes hy far o nostre propy despens et quabar la peraro mayns que los susdyts maystres nos devon far a lur propy despens XXX muets di caus en peyra et lur devem aver lo bosc e la devem aportar dam lur di tota la caura disus dycha aysy com estar per ferm per carta facha per la man de maystre Peire Pontylh lo jorn disus L francs ~~fone di~~ ac ne maystre Peire Pontylh di la nota, III sous.

[108] Item fonc di coselh que () dasem a sopar als susdyts maystres am III manobras que avyan eron VI, despendem per tot, XII sous.

[109] Item may avem paguat a Guilhem Molerenc per V jorns que a estat al quabar la peraro a III gros lo jornal, XXX sous.

[110] Item may avem paguat a Huguet Faba que anet per III jorns are a [San] [Johan] di Fors per anar quere I pal di fere et pueys complye son

() la peraro del portal et I jornal mays a quargar () l'arena son per tot [jor]nals a III sous VI deniers lo jornal, XIII [sous].

[111] Item mays a XX di octobre, nos trames mosses lo vyguyer di Gynhac am I^a letra com las gens d'armas nos menasavan fort et q[ue] [fos]sem avyrats fonc di coselh que dasem a() al vaylet, III sous.

[112] Item a XXIII di octobre, anet a Gynhac Huguet Faba ont [era] [sy]tada tota la vyguarye per auryr la relasyo d'aquels que avyen [estat] a Mareras et ~~nb~~ non defynem res quar aravam trop (p) mays que perlonguem la jornada a XXVII del dych mes [ac] [per] son trebalh, III sous VI [deniers].

Soma III libres VII sous VI deniers.

[Fol. 7 r^o]

[113] Item a XXVII di octobre, anet a Gynhac Johan Saurel per auryr la relasyo dels enbaychados di Mareras demoreron que Gynhac mandes a Monpeylyer per verer cosy sen peregyan del coselh di Mareras ac per son trebalh Johan Saurel, III sous VI [deniers].

[114] Item avem paguat a Peire Dantan €, regen, per lo dycret di nostre sendycat, III gros valo, VIII sous.

[115] Item may avem paguat a Johan Gros et a Peire Estanhol los cals adoveron la clavada del palm V gros valo, X sous.

[116] Item de voluntat di nostre coselh, prerentem a mosenhor di San Guilhem quant fonc venguts di Fransa VI gualynas costo XI gros, XXII

sous.

[117] Item a IIII di novembre, anet a Gynhac Guilhem Molerenc et bon Estanol per mostra[r] a nostre avocat los acaptes dels patus et la comporessyo di nos et di monestyer, et non sen atrobero ben, agro per lur maltrach, VII sous.

[118] Item pagueron ley æ a nostre avocat per la pensyo que ly fam (de m), II francs.

[119] [Item] avem paguat a Johan Gros prerens Peire Dantan que ly a avem fach complymen di IX florys avem ly baylat, I flory XIX sous VI deniers.

[120] Item may per la talha que leva Guilhem Castel, XI sous XI deniers.

[121] Item may ly baylem per far complymen, II sous II deniers.

[122] [Item] avem paguat per I^a manda que nos trames mozes lo vyguyer di Gynhac di I franc per fuoc, II sous.

Soma XIII libres XVII sous I denier.

[Fol. 7 v^o]

[123] Item may a estat Guilhem Molerenc a cabar la peraro que non era pro cabada estet y VI jorns ac per son trebalh III gros lo jorn, XXXVI sous.

[124] Item may estet en la dicha obra Ramon Bedel local anet al rach di

la caus di Peire Menguau per resebre la caus et per ajudar a cargar la peyra del caral di mossenhor Peire Quabastlier, estet hy V jorns ac per son trebalh, XVII sous VI [deniers].

[125] Item loguem I home que menet lo mul di Marty Pelyssa que portet di la caus del rach di Peire Menguau, dem ly, III sous VI [deniers].

[126] Item estet hy I jorn Huguet Faba per portar la caus di dona Brenguyeyra Estevena ac per son maltrach, III sous VI [deniers].

[127] Item a VII di novembre, di volontat di nostre coselh, anet Huguet Faba et [Guilhem] Molerenc a Monpeylyer per demandar coselh dels acaptés et di la co[m]pressyo et di nostre sendycat per lo bestyary que avyam mes els () et atrobem que nos arabam di lats mays que nos det di () l'avocat que nos adobassem an mosenhor di San Guilhem al myels (q) gram dem a l'avocat, I franc [IIII] [sous].

[128] Item estetron ley a Monpeylyer quasqu III jorns, agro per lur maltra[ch], [dem] dos XXI gros valo, XXXXII sous.

[129] Item a X di novembre, di volontat di nostre coselh, prerentem VI gualynas a mosenhor di San Guilhem a fyn que nos respondes myelhs di las () costeron XI gros meg, XXIII sous.

[130] Item may fonc di coselh que anassem verer los peyryes al forn di la caus [preren]tem lur entre pa et vy et carn per tot, VIII sous VII [deniers].

Soma VIII libres X sous VII deniers.

[Fol. 8 rº]

[131] Item avem baylet als maystres peyryes Huc Sara et a Johan Andryeu, los cals son abyitados di Nant los cals on pres a bastyr lo portal di nostra apres fach, baylem lur a l'ostal di Ramon Bedel, VIII francs.

[132] Item may lur avem baylat que avem paguat per els a Ramon Bedel per II sestyes di fromen que preron los susdyts maystres XX gros valo, XXXX sous.

[133] Item may avem baylat als susdyts maystres que pres maystre Huc Sara davan l'ostal di bon frayre, I franc.

[134] Item may avem baylat als susdyts maystres quant s'en volgron tarnar a Nant a l'ostal di bon frayre prerens bon frayre, III francs.

[135] Item may avem baylat als sus dyts maystres que avem paguat per els a Johan Matas per I jornal qu'el devyan, III sous IIII deniers.

[136] Item may avem baylat als susdyts maystres que avem paguat per els a II guabachs per III jornals que lur devyan III gros valo, VI sous.

[137] Item may avem baylat als sus dyts maystres que pres maystre Huc Sara lo jorn que s'en aneron IIII gros valo, VIII sous.

Soma XXIIII libres.

[Fol. 8 vº]

[138] Item a XXI di novembre, di volontat di nostre coselh, anet Huguet

Faba a Clarmon ont eron sytats los nobles et la glyeyha et tota la vyguarye, els genlyls volyan que'om los armes non poguem esse dacort mays que perlongueron la jornada al jorn di Sanch Andryeu a Seyras estet II jorns ac per maltrach, XIII sous.

[139] Item a XXV di novembre, ~~et~~ nos trames quere mosenhor di San Guilhem tots III sendycx et quant forem per davan mosenhor nos dys que los proromes di San [Johan] volyan bastyr lo moret di la cava mays que covenye que n'agueson le sensya di nos, et nos respondem lur que agram ne nostre coselh, et quant forem venguts sopem essem despendem, III sous.

[140] Item a XXVII di novembre, aneron a San Johan di Fors per far la resposta als sendycs di San Johan Guilhem Molerenc, Ramon Bedel, Huguet Faba, Johan di Vendura que ardydamens se mereson bastyr quar nos lur estaram (a razo) s justa la comporesyo, et quant forem venguts sopem essem despendem, III sous VII [deniers].

[141] Item a XXX di novembre, anet Sycart Vessavy a Seyras per tener la sus dycha jor[na]da, esperero tot lo jorn lo cosol di Gynhac et quar non venc (n ro) res mays que perlonguero la jornada a Lodeva, estet II jor[ns] ac per son maltrach, VII [sous].

[142] Item a VI di dezembre, ~~anet~~ nos trames maystre Johan Bordyls () mes am I^a letra com las gens d'armas venyam el pla di Lot[ves] () eron II rosys e qu'estasem avyrats, dem lur III gros valo, VI[sous].

[143] Item a VII dezembre, anet bon frayre a Lodeva ont era sytad[a] [tota] la vyguarye et non ley se tenc coselh per las gens d'armas (q) el pla di Lotves estet II jorns ac per son maltrach, XIII sous.

[144] Item avem baylat a Johan Gros en rebatemen di son maltrach en () doas ves que Huguet Valat hy'n baylet I franc per tot, I fra[nc].

Soma IIII libres VI deniers.

[Fol. 9 r^o]

[145] Item a XI dezembre, nos trames mosenher di San Guilhem I^a letra que nos III sendycs anasem parlar amb el a San Johan am III homes di la vyla et anem ley am Guilhem Castel et am bon frayre et Johan Menguau et dys nos quant forem per davant mosenhor que nos acsem a pagar I franc per fuoc a mosenhor di Bery et nos ly respondem que parlaram ne am nostre coselh, quant forem venguts, sopem essem despendem entre pan et vy et carn, V sous.

[146] Item a XV dezembre, nos trames quere mosenhor di San Guilhem et anet ley bon Estanhol Huguet Faba a San Johan et dys nos per que non paguavam I franc per fuoc a mosenhor di Bery et nos ly respondem que lo pobola non obolyer et monsehor venc en San Guilhem per acordar et non ho poc acordar, portem III amolas di vy a mosenhor costo, I sou.

[147] Item a XVI dezembre, nos trames mosenhor lo vyguyer di Gynhac I vaylet am I^a letra en lacal se contenyne que nos æ nos anasem acordar am lo teraurye di mosenhor di Bery (←) fonc di coselh que donasem per honor di mosenhor lo vyguyer al portador II gros, IIII sous.

[148] Item dem ly a beure despendet, I sou.

[149] [Item] XVII dezembre, aneron a Gynhac Huguet Faba Sycart

Vessavy, di volo[n]tat di nostre coselh per parlar am mosenhor lo vyguyer et dys nos qu[e] () per nostre gran pro nos volcsem pagar I franc per fuoc et nos respondem ly que nos ho reportaram a nostre coselh, aguem per nostre maltrach amdos, VII sous.

[150] [Item] a XXI di dezembre, paguem a maystre Nycolau Jaufre, notary di Gynhac, per I apellasyo que avie fach dels III francs per fuoc que demandava mosenher di Lodeva el sendycat di bon frayre, XIII sous.

Soma I libre XI sous.

[Fol. 9 v^o]

[151] Item a XXVIII di dezembre, tramerem, di voluntat di nostre coselh, Peire Loguav[ach] a mosenher di San Guilhem a San Paraguory per far saber com lo castela avie derampat¹²⁵ lo castel, estet II jorns ac per son trebalh, VI sous.

[152] Item a XXX di dezembre, anet Guilhem Molerenc et Johan di Verdura a Sant Felys, ont eran sytadas tots los comus di la vyguarye per aver coselh del franc per fuoc que dimandava mosenhor di Bery, perlonguet hom la jornada a Clarmon agron per lur maltrach esteron II jorns, XIII sous.

¹²⁵ 「derampat」の語末「t」の上部に「rat」と記されている。

[153] Item a II di jenoyer, di volontat di nostre coselh, aneron a Clarmon Huguet Faba et Johan di Verdura per lo franc disus dych els senhos di Lodeva respondero que els non sabyan per que els hy eron, perlongueron la jornada a X di jenoyer, esteron II jorns agron per lur maltrach, XXVIII sous.

[154] Item a X de je jenoyer, di volontat di nostre coselh, anet Huguet Faba [et] Johan di Verdura a Clarmon per tener la jornada disus dycha et non fonc Lodeva, acordem nos am aquels di Clarmon, di volontat [di] nostre coselh di pagar I franc per fuoc a mosenhor di Be[ry], [este]ron ~~le~~n ley III jorns agron per lur maltrach, XXXXII sous.

[155] Item may, de volontat di nostre coselh, tramerem Peire Loguavach a San [Para]guory per aquels que say avyan tenguts lo bestyary estet ley II jor[ns] ac per son maltrach, VI sous.

[156] Item avem paguat a Ramon Rozye per I^a clau que fes al portal di [nostra] dona am I^a cadena quant era capytanys, XXII sous.

[157] Item may avem paguat al sus dych Ramon Rozye per II^a espyas [que] ac en son capytanatje, VI sous.

Soma VI libres IIII sous.

[Fol. 10 r^o]

[158] Item mays avem paguat a Huguet Valat per I^a palastratja que fes far al portal di nostra dona et clabels, VII sous.

[159] Item may avem paguat a Sycart Vessaby per I home que trames per far resposta a moses lo jutje a Gynhac del franc per fuoc que demandava mosenher de Bery, II sous.

[160] Item may avem paguat a Johan Gros en rebatemen di son maltrach, a I franc XIII sous.

[161] Item may per la talha que leva bon Estanhol, XI sous XI [deniers].

[162] Item may avem paguat a bon guacha per levar la talha di Guilhem Castel et di bon Estanhol, XXI sous IIII [deniers].

[163] Item a XX de jenoyer anet bon Estanhol et Guilhem Guarnye a Gynhac per pagar I franc per fuoc a mosenher di Bery, pagueron ley al teraurye, XXXVIIII francs.

[164] Item esteron ley I jorn agron per lur maltrach, VII sous.

[165] [Item] torneron ley amdos lendema per pagar lo salary al teraurye pagueron ly, X francs.

[166] Item may pagueron a Ramon Qualby, syrven di Gynhac, per II^a ves que sey era estats per lo franc per fuoc, I franc.

[167] Item esteron ley amdos II jorns quasqu, XIII sous.

[168] Item perdet en la moneda, VI sous.

[169] Item paguet per la manda del franc disus, II sous.

[170] Item ferem adobar lo pas del palm que era desfachs agro ne los homes, II sous VIII [deniers].

Soma LXXXVII libres IIII sous VI deniers.

[Fol. 10 v^o]

[171] Item a XXVIII di jenoyer, anet Huguet Faba a Clarmon ont eran sytadas totas los commus di la vyguarye, et defenyssse que'om anes a Beres estet ley II jorns ac per son maltrach, XIII sous.

[172] Item ~~III~~.

[173] Item a XXVIII di jenoyer, tramerem a Beres Johan di Verdusa a ~~Beres~~ am lo rossy di Ramon Maurel, baylem ly per despens, II francs.

[174] Item avem paguat a Ramon Maurel en rebatemen del loguyer di son rossy () en la talha que leva bon Estanhol, XXIII sous VII [deniers].

[175] Item a III di febrye, sey venc Jaques, syrvent di Gynhac, per exseq[utar] I gros per fuoc que avye autryat mosenher de Bery a I sar ja[ns] d'armas ac per son salary, VIII sous.

[176] Item avem paguat a Guilhem Guaubert, bandyer, en rebatemen di son [maltrach] per la man di Peire Dantan, I franc.

[177] Item may ly avem paguat per la mas di bon Estanhol, I franc.

[178] Item may ly avem paguat per la talha que levava Guilhem Castel et per la talha [que] levava bon Estanhol et per la talha que leva Peire

di Ros per totas aq[estas] III talhas, I franc II [gros].

Soma VIII libres XVIII sous.

[Fol. 11 r^o]

[179] Item avem paguat a Guilhem Combas per beronhas que avye fachas per nos en nostre ~~di~~ sendycat en la talha di bon Estanol, XVIII sous IIII [deniers].

[180] Item avem paguat a Peire Menguau per la caus que¹²⁶ aguem del a far lo portal fonc taxsada VII francs meg sestiers ave avut comtada la talha que leva Peire di Ros, V francs XI gros III quart.

[181] Item avem paguat a Brenguyeyra Estevena per XX sestiers di caus q[ue] aguem a far lo portal comtada la talha di Peire di Ros, XXXXII sous V deniers.

[182] [Item] avem paguat a bon Estanol per la talha que leva, I franc.

[183] [Item] [ma]lys avem paguat als encantayres per far vendre (rs) guatjes del luoc, I flory.

[184] [Item] [ma]lys avem baylat an bon Estanol foras di nostre [se]ndycat di voluntat di senhor Guyrart di Frejavyla [qu]e trames a Johan di Verdura a Beres, XXIIII sous.

¹²⁶ 「per la caus que」の上部に「VI muet LXII sestiers」と記されている。

Soma XV libres VIII sous III deniers.

Soma somarum CCLXXXVII libres

[Fol. 11 v^o : blanc]

[Fol. 12 r^o]

[185] En l'an di nostre senhor que'om comta M CCC LXXX a IIII di febyre, foron fachs sendychs di San Guilhem, Ramon Bedel, Guilhem Molerenc, Huguet Faba, et en apres escrybem nostra resepta.

[186] Premyeqramens, avem reseuput di Guilhem Castel di la talha que leva di nostre sendycat l'an M CCC LXXXI a XXI di octobre, LVIIII libres XVII sous VI [deniers].

[187] [Item] may avem reseuput del sus dych Guilhem Castel de la talha que leva l'an M CCC LXXXI a II di febyre, comtat X sous VIII deniers di bon Guacha, V libres X sous II [deniers].

[188] Item may avem reseuput del sus dych lo jorn disus, V sous.

[189] [Item] may avem reseuput di bon Estandhol et di bon frayre et di Johan Campaha di la talha que levo di lur sendycat l'an M CCC LXXXI a XV dezembre, VIII libres XI sous VII [deniers].

[190] [Item] may avem reseuput lo jorn disus, per Felypa, X sous.

[191] [Item] may avem reseuput lo jorn disus del sus dyts, ~~III~~(\rightarrow) XXV sous V deniers.

[Fol. 12 vº]

[192] Item may avem reseuput di Johan Salhes di la talha que leva del sendycat di Guilhem Costa et di Johan di Verdura et di Guilhem Gues l'an M CCC LXXXI a II de february, II francs V sous IIII [deniers].

[193] Item may avem resenput di bon Estanol di la talha que leva di no[stre] [sen]dycat paguat son leva ~~XXXVIII francs XVII sous VIII deniers~~, XXXXII francs XIII sous VIII deniers, l'an M CCC LXXXI a III ().

[194] Item may avem resenput, lo jorn disus del dych, bon Estanol, LIII sous VII deniers.

[195] Item may avem reseuput di Guilhem Paulet di la talha que leva del sendyc[at] [di] bon Estanol et di bon frayre et di Johan Campanha, LIII sous VI deniers, M CCC LXXXI a XV di avril.

[196] Item may avem reseuput di Johan di Verdura et di Peire R[os] [di] la talha que levo del sendycat di bon frayre et di bon Est[anol] [et] di Johan Campanha, l'an di M CCC LXXXI a II di febrye, LXXV sous (V) [deniers].

[Fol. 13 rº]

[197] Item avem reseuput dels proromes di la Vacarya premyeyramens per la man di bon Guacha, II francs.

[198] Item may avem reseuput dels sus dyts per la man di Huguet Valat,

II francs meg.

[199] Item may avem reseuput dels sus dyts per la man di maystre Peire Pontylh, notary, XXVIII gros meg que valo, I franc XIII gros (I) ().

[200] Item may avem ressenput dels sus dyts proromes per la man di Aud) Vylar, comtat II francs que hy mes Huguets Faba per () men di senhor Bon Delcros, VI florys VIII sous V() [deniers].

[Fol. 13 v^o]

~~[201] Item may avem reseuput di Peire di Ros di la talha que leva de nostre sendycat l'an MCCCLXXXI a III di febrye, XVI libres VII sous.~~

~~[202] Item may avem reseuput del sus dych lo jorn disus, XXII sous II III [deniers]~~

参考資料 9 1381 年度サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿(日本語訳)

サン・ギレム・ル・デゼール村会計簿(1381-82 年)

[Fol. 1 r°]

[1]我らの主の年である 1381 年 2 月 4 日にサン・ギレム・ル・デゼールの村長が選ばれた。ラモン・ベデルとギレム・モレレンクとユゲット・ファーバである。それから我々の支出を記した。

[2]第一に、上記の 2 月 4 日にユゲット・ファーバはジニャックへ行った。なぜならパリへの使者の件で、ヴィギエ管区のあらゆる自治体が召集されたからだ。小さな自治体は大きな自治体に同意することができず、我々はそこ〔ジニャック〕に 2 夜滞在し、2 日間行くことができなかった。彼はその働きにより得た。7 スー。

[3]2 月 12 日、ジニャックのコンシュルたちは我々に一通の手紙を送った。その手紙には、上記のパリへの使者の件で、我々は翌日クレルモンにいるようにと記されており、ここでヴィギエ管区全体のために 3 人行くことが同意された。ラモン・ベデルは上記の集会を開いた。彼はその働きにより得た。7 スー。

[4]上記の日に、村のパン焼き職人としてジョアン・グロに、年間 13 フローランで 1 年間業務を委託した。

[5]上記の日に、破壊された場所である岩山のオートラ・エラのオリーブのために、板を捨てさせ、板を捨てたギレム・コスタに飲み物を与えるために我々は支出した。2 スー。

[6]2 月 18 日、民兵隊長であるギレム・コンバスは、ポゼット・ボニエを

1 日間ラ・ヴァクリへ派遣した。サン・ジャン・ド・ビュエージュに滞在した傭兵崩れたちを探るためである。彼はその働きにより得た。4 スー。

[7]2月19日、ユゲット・ファーバは、パリへの使者のための1世帯あたり2グロの地方税をジニャックへ運んだが、上記の地方税を徴収するためにそこにいなければならないサン・タンドレ・ド・サンゴニ出身のポゼット・グオテスは、そこにいなかった。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

[8]2月19日、民兵隊長であるギレム・コンバスは、ジャクメ・コスタを2日間偵察のためにル・ケラールへ派遣した。ル・ケラールの村長たちは、アルゾンは傭兵崩れたちによって占領されているという旨の手紙を我々に送った。彼はその働きにより得た。10 スー。

[9]上記のジャクメはラ・ヴァクリへ戻ると、ラ・ヴァクリの中に傭兵崩れたちがいることが分かり、サン・ギレム・ル・デゼールに戻って来ることが出来るまで、そこにいた。エステヴ・マウラに貸した。4 グロ=8 スー。

小計 2 リーヴル 1 スー 6 ドウニエ

[Fol. 1 v°]

[10]同様に、2月19日、我々は支払うべき総額を減じるために、パン焼き職人であるジョアン・グロに支払った。そこにポンス・ペルイ殿がいた。1 フローラン。

[11]同様に、ジョアン・グロに業務を委託する前の3日間、その村でパンを提供したジョアン・クリスピに支払った。その働きのため彼に与えた。8 スー。

[12]同様に、上記の日、民兵隊長であるギレム・コンバスは若ペイレ・グイラルトを、偵察のためにラ・ヴァクリへ派遣した。そして彼は戻った時、ラ・ヴァクリにはまだ傭兵崩れたちがいると述べた。彼はその働きにより得た。6 スー。

[13]同様に、2月25日、ユゲット・ファーバは、パリへの使者についての1世帯あたり2グロの地方税を支払うためにサン・タンドレ・ド・サンゴニへ行った。上述のユゲットはサン・ジャン、モンペイルー、サン・タンドレ・ド・サンゴニを通ることが参事会で決められた。そしてそれほどまでに少数しかそれを支払っていないことが分かった。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドゥニエ。

[14]同様に、2月26日、ラ・ヴァクリのグイラルト・ディ・メレットは、アルゾンにいる傭兵崩れたちが我々を脅威にさらしていると言うためにここに来た。参事会で決められたことにより与えた。4 スー。

[15]同様に、紙ひとつかみ分を支払った。6 スー。

[16]同様に、2月27日、ユゲット・ファーバはジニャックへ行った。見張りとして8人を丘に配置するために召集された。上記のユゲットは、見張りはサン・ギレム・ル・デゼールに知らせることができないということが分かり、彼は同意することを望まなかった。彼はその働きにより得た。3 スー。

[17]同様に、上記の日に、アーレの領主とベスのプリヨル？は我々に、一通の手紙を持った使者を派遣した。その手紙には[]にて傭兵くずれが脅威となっており、そのことについて知らされるであろうと記されていた。参事会で決められたことにより与えられるだろう。4グロ=8 スー。

[18]同様に、3月3日、ジニャックのヴィギエ殿がこの村に来られ、我々は良き守りをしていないという聞かれるべきことを与えた。大きな支出を帳消しにするために、ギレム・コスタとユゲット・ファーバはそこに行くということが参事会で決められた。彼らはその働きにより得た。7スー。

小計 3リーヴル 12スー8ドゥニエ

[Fol. 2 r°]

[19]同様に、3月8日、ペゲロル・ド・ビュエージュの有力者は1通の手紙を持った使者を我々に送った。その手紙にはバーレの傭兵崩れたちがマディエールに来て、教会を襲撃し、そのことについて今後知らされるだろうということが記されていた。上記の使者に与えられることが参事会で決められた。2グロ=4スー。

[20]同様に、3月9日、ユゲット・ファーバがジニャックへ行くということが参事会で決められた。ヴィギエ殿はマディエールに人を派遣するかどうかを知るためである。しかし返答を得ることができなかった。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[21]同様に、3月10日、ユゲット・ファーバはアニアーヌへ行った。なぜならアニアーヌの農地監督人が、3頭の牛を連れてブロッサスで耕作をし、その時干し草を作るためにそこへ行くことが好ましかった畑のラモンを捕まえたからだ。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[22]同様に、3月12日、ギレム・モレレンクとユゲット・ファーバとラモン・デラスティエイラスはアニアーヌへ行った。そして3頭の牛を連れて耕作をし、干し草を作っていた上記のラモンの担保〔牛?〕を彼に返させた。彼らはその働きにより得た。7スー。

[23]同様に、アルズンを占領した傭兵崩れたちが我々を脅威にさらしているため、テュシャンをこの村で保持するということが参事会で決められた。また我々は彼らに家、パン、ワインを提供し、アラマンガランのギレム・バイレットが所有する家を彼らに与え、そのために、そこに上述のテュシャンがいる間、上述のギレム・バイレットに支払うということが議会で決められた。3 スー6 ドゥニエ。

[24]同様に、上記のテュシャンに関して、上記のテュシャンが飲んだ1 ミュエ8 ドゥニエのワイン 67 ミュエを支払った。44 スー8 ドゥニエ。

[25]同様に、さらに上記のテュシャンが食べた家のパン 7 つを支払った。

[26]同様に、さらに上記のテュシャンがマディエールの家で得た3 スーの油を支払った。3 スー。

小計 3 リーヴル 9 スー2 ドゥニエ

[Fol. 2 v^o]

[27]同様に、ラ・ヴァクリ方面の門の補修工事を行わせ、ギレム・モレレンクが大釘 10 本と板 1 枚を置いた。全てで 2 スーかかった。

[28]同様に、我々の参事会の意思により、ギレム・ガルニエに与えた。彼は、アルズンを傭兵崩れたちが占領していた時、偵察するためにそこに 8 日間滞在した。彼はその働きにより得た。24 スー6 ドゥニエ。

[29]同様に、我々の参事会の意思により、農地監督人であったギレム・ガウベルトに与えた。

そして、ここ〔村内〕に家畜を移すのが適当であるため、彼を解職することが参事会で決められた。その〔 〕の 6 日間の働きにより得た。8 スー。

[30]同様に、我々の年度に警察権を買わせることを参事会で決められ、ペイレ・ダンタンに買わせ、彼にそれ〔警察権の代金〕を支払った。1フローラン。

[31]同様に、3月13日、ラ・ヴァクリの有力者が、良き兄弟やその仲間たちについて聞くために、ここに来たが、同意を得ることはできなかった。我々は彼らに飲み物を与え、支出した。4スー。

[32]同様に、3月19日、パリへの使者のためにポゼット・グオテスが徴収した1世帯あたり〔 〕グロを執行するために、ジニャックの執達吏であるアントニーがここに来た。彼はその働きにより得た。8スー。

[33]同様に、3月20日、我々はかまどについての仕事の支払うべき総額を減じるため、ジョアン・グロに支払った。ペイレ・バルマスが得た。1フローラン。

[34]同様に、3月26日、ギレム・モレレンクとユゲット・ファーバは、ジニャックへ行った。〔なぜなら〕、ロクセルスを襲撃している傭兵崩れたちについての集会を開くためにヴィギエ管区全体が召集されたからだ。そしてロクセルスから傭兵崩れたちを追い出すために、我々は兵士を提供することが集会で決められた。30騎の騎兵を伴って〔 〕の領主がそこへ行った。彼らはその働きにより得た。7スー。

小計 5 リーヴル 5 スー 6 ドゥニエ

[Fol. 3 r°]

[35]同様に、我々がジニャックにいた時、良き兄弟はサン・ギレム・ル・デゼールの修道院に来たジニャックのヴィギエ殿から1通の猶予状を引き

出させた。彼ら〔村長や村人〕に対して要求された武具を準備していなかったため、彼〔良き兄弟〕は努力した。その手紙にかかった。2 スー。

[36]同様に、3月30日、ロデーヴのサジェリエス〔印鑑?〕の領主達が、1通の手紙を我々に送った。その手紙にはロクセルスを占領した傭兵崩れたちがその地方を荒らしているとの知らされるべきことが記されており、使者に与えることが参事会で決められた。4 スー。

[37]同様に、4月2日ギレム・モレレンクはパリへの使者のための1世帯当たり2グロの地方税を納めにサン・タンドレ・ド・サンゴニへ行き、そこでポゼット・グオテスに納めた。78 グロ

[38]同様に、証書にかかった。8 ドウニエ。

[39]同様に、彼はその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

[40]同様に、4月10日ユゲット・ファーバはジニャックへ行った。我々の弁護士に修道院が受け取った判決についての1通の手紙を見せて、村へ害を与え得るかどうかを確認するためである。しかし、そこで弁護士は見つからなかった。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

[41]同様に、4月18日ユゲット・ファーバはサン・ジャン・ド・フォスの有力者と共にジニャックへ行った。彼らと我々の和解を示し、また領主や役人に賄賂を支払う義務があるかどうかを裁判官に聞いたが、裁判官は我々に返答することが出来なかった。しかし我々が戻ってくるとき、彼は我々に命令を出すだろう。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

[42]同様に、4月25日ユゲット・ファーバはペイレ・ギラルトの息子と共にジニャックへ行き、サン・ギレム・ル・デゼール修道院長の法廷に1人の囚人を保持させるためである。我々の弁護士は我々に、修道院長が上記

のペイレ・ギラルトを保護する4日間はそのままにし、その後もし望むならば、ジニャックのヴィギエ殿に上訴させると言った。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[43]同様に、マル・コッセリユ門の棒を作ったギラルト・ディ・メレットに2グロ支払った。4スー。

小計9リーヴル8ドゥニエ

[Fol. 3 v°]

[44]同様に、5月10日ユゲット・ファーバはペイレ・デルプロムと共に、農地監督人が見張りをしているアニアーヌへ行き、〔彼らを〕見つけたが、手違いで彼らは見張りをしていなかった。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[45]同様に、5月17日ギラルト・ディ・フレジャヴィラ殿とユゲット・ファーバはヴィギエ殿と話すためにジニャックへ行った。なぜならば、上記のヴィギエ殿が我々にそのように命令したからだ。ヴィギエ殿の立会いの下、彼は我々にカルカソヌのセネシャル殿から送られてきた一通の手紙を見せた。そこにはヴィギエ管区に要塞内に飲料を備蓄させる旨が記されており、我々にそれを命令した。その手紙のため支払った。2スー。

[46]同様に、彼らはその働きにより得た。7スー。

[47]同様に、我々がジニャックから戻ってきたとき、我々はそれを我々の参事会に報告した。そして参事会は我々に、もし上記のヴィギエ殿がそこに来たら、彼は我々に6フランを要求すると言った。その時は4フランをヴィギエ殿と裁判官殿に送るということが決められた。ヴィギエ殿に与えた。2フラン。

[48]同様に、裁判官殿に与えた。2フラン。

[49]同様に、それ〔4フラン〕をそこに運んだ働きにより、ギレム・モレレンクに与えた。3スー6ドゥニエ。

[50]同様に、5月21日ユゲット・ファーバは参事会の意思により、ジニャックへ行った。我々の弁護士にカマドについての証書を見せるためである。なぜなら国王が我々にそれを与えたからだ。弁護士はそれを見たとき、我々に以下のように言った。これ以上与えるな、普段通りにすることを覚えておきなさい。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[51]同様に、上記の日、我々は支払うべき総額を減じるために3回にわたってジョアン・グロに支払った。1フローラン。

[52]同様に、村長が得た〔 〕に関する謄本を我々のために作成した公証人であるペイレ・ポンティツリュ殿に支払った。2フラン。

[53]同様に、5月28日、ロネグエ・ディ・バレンサとメシャレットはサン・ジャン・ド・フォスの村外区に宿営し、我々に冷たい飲み物をそこに運ばなければいけないと命令し、より大きな損害を避けるため彼らにユゲット・ヴァラットのワインを1ソマダ、そして2つの大きな革袋を与えることが参事会で決められた。1フラン31スーとV〔 〕ドゥニエ。

[54]同様に、さらに彼らに13個の大きなパンを送る。

小計 15 リーヴル 5 スー4 ドゥニエ

[Fol. 4 r°]

[55]同様に、6月8日我々は支払うべき総額を減じるために、ジョアン・グロに先払いした。良き兄弟と良きエスタニョルに与えた。1フローラン。

[56]同様に、6月12日、ユゲット・ファーバは、傭兵崩れたちの件でヴィギエ管区全体が召集されたクレルモンへ行った。しかしそこには我々とセイラを除き誰もいなかった。そしてそこでは何もせず、クレルモンのコンシュルたちは我々に別日に召集すると言った。彼はその働きにより得た。7スー。

[57]同様に、6月13日ロネグエ・ディ・バレンサとミシャレットとギリヤルメス・デルピーはサン・ジャン・ド・フォスの村外区に宿営し、隊長であるギリヤルネス・デルピーは12人の仲間とそこに侵攻〔jbejolar〕しに来ることを望んだ。我々は彼らに飲み物を与えるということが参事会で決められた。ユゲット・ヴァラットに属するワインに支出した。8スー。

[58]ワイン瓶に支出した。5スー4ドゥニエ。

[59]同様に、参事会の意思により、故ジョアン・グラ殿の配偶者であるイルランダのオリーブの木を測定するためにコンブ・マラフォスへ行ったペイレ・セレリーと良きビラルに、1ラッチュの石灰のために宣誓させ、そしてギラルト・ディ・メレットと我々3人の村長は、彼らが帰ってきたときに共に飲み、そして支出した。4スー。

[60]同様に、良き兄弟が民兵隊長であった時、彼はサン・ラウレスの墓地の1つのクルミの木を切らせた。レフェルミエ殿は、そのクルミの木は彼〔レフェルミエ殿〕のものであり、彼に反して我々がそれを切らせたと主張した。彼はそれに関して国王や教会を味方につけて我々を訴訟することを望み、我々の参事会の意思により、我々はユック・ダンタン殿の下で和解した。ユック・ダンタン殿は、我々はクルミの木に関して、上記のレフェルミエ殿に1つの頭巾を作るための5フランを与えることを決め、我々

3人の村長は我々の参事会の意思により、彼に与えた。5フラン。

[61]同様に、ペズナスから来たエステヴ・レヴィエイラに支払った。というのもペズナスではこの村〔サン・ギレム・ル・デゼール〕はいつか占領されるに違いないと言われているため、この村について我々は知らされるべきであると言うためである。彼に与えた。2スー。

小計 10 リーヴル 14 スー 10 ドゥニエ

[Fol. 4 v°]

[62]同様に、7月4日ユゲット・ファーバはヴィギエ管区の共同体が召集されたジニャックへ行った。ヴィギエ管区全体は、大きな共同体3つと小さな共同体4つから7人を選出する命令のために行き、それを行った。彼ら〔選出された7名〕は、カブリエールの金を管理する人々と、上記のヴィギエ管区から金を徴収する他の人々の会計を聞き、またパリへの訪問を支払うための課税を行う権限を有した。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[63]同様に、7月20日ベリー公殿は我々に1通の手紙を送った。その手紙には上記の月の26日にカルカソヌにいたようにと記されていた。書かれた形態で運ばれたため、手紙の使者に与えた。2スー

[64]同様に、7月22日ユゲット・ファーバは、参事会の意思により、カルカソヌの集会へ行くものがあるかどうか確かめるため、アニアヌとジニャックへ行った。そしてそうであるものを見つけた。彼はその働きにより得た。3スー6ドゥニエ。

[65]同様に、我々は支払うべき総額を減じるために、ジョアン・グロに支払った。ラモン・ベデルの配偶者が彼に〔 〕。1フローラン。

[66]同様に、さらに、我々は参事会の意思により、3度ここに来させ、石工のアンドリエウ殿とその仲間たちをここに来させ、我々はノストラ・ドナ門を建造することに同意することができた。なぜなら彼らはそれについて過度に要求したからだ。彼らに飲み物を与え、それにかかった。7スー。

[67]同様に、民兵隊長であるギレム・コンバスは、ペイレ・カヴァラリエ殿の[]に属する泉にある1つの門を作らせた。[]。

[68]同様に、ギレム・モレレンクは1日間おり、彼はその働きにより得た。6スー。

[69]同様に、ジョアン・ドメルグエは1日間おり、1つの木材による。4スー。

[70]同様に、蝶番を作り、錠箱の修繕をするためにかかった。[]。

[71]同様に、ペイレ・レヴィエイラに属する1つの錠箱にかかった。1スー。

小計 2 リーヴル 18 スー

[Fol. 5 r°]

[72]同様に、民兵隊長であるジャクメ・ペリエは木の通路を修理させるために、エステヴ・レヴィエイラの2つの梁を支払った。それについて支払った。18スー。

[73]同様に、さらに上記の木に置く5エミナルの石灰のために、ペイレ・エルメンダウに支払った。10スー。

[74]同様に、さらに上記の木の通路を建造した1日間のためにペイレ・エルメングアウに支払った。そして石灰と砂と水を運んだ彼のロバのためである。全てにかかった。8スー。

[75]同様に、さらに上記の木材を運び、ロバを置き、石と青銅を運び、上記のペイレ・エルメングアウに奉仕した2人の男のために支払った。彼ら2人はその働きにより得た。8スー。

[76]同様に、1人の男が翌日そこに戻った。なぜなら上記の木の、土に関する作業が終わっていなかったからだ。そこに1日いた。彼はその働きにより得た。2スー。

[77]同様に、さらに8月22日我々は支払うべき総額を減じるために、パン焼き職人であるジョアン・グロに支払った。1フラン。

[78]同様に、さらに、ジニャックのヴィギエ殿が我々に送った要塞の中に飲料を置くという命令書のために支払った。2スー。

[79]同様に、8月27日ジニャックのコンシュル殿が我々に、ペズナス、ポリャン、ウスクラス・デローにいる傭兵崩れたちについての知らされるべきことが記された1通の命令書を送った。そこで男に2スー与えた。2スー。

[80]同様に、ペイレ・バルマスの方に、税に関する3人の特使が来て、療院が所有する財を支払う方法、そして我々と村のその他の大勢の個人の負担の仕方について彼らが要求し、より良く表れるために、彼らの支出を支払うことが参事会で決められ、ペイレ・バルマスの家での支出を14グロ支払った。28スー。

[81]同様に、彼らに2瓶のワインを与え、かかった。1スー4ドゥニエ。

[82]同様に、9月7日1世帯当たり1フランの租税についてのベリー公の1通の命令書がここに来た。2スー。

[83]同様に、ヴィギエ管区の支出のための、セイラのペイレ・マルロス殿が徴収した1世帯当たり9.5グロの地方税についての1通の命令書のために支払った。2スー。

[84]同様に、ヴィギエ管区の支出のために、クレルモンのベルナル・サルバネスクが徴収した1世帯当たり5クロザットの租税についての1通の命令書のために支払った。2スー。

小計5リーヴル18スー10ドゥニエ

[Fol. 5 v°]

[85]同様に、9月9日ユゲット・ファーバは、ペイレ・マルロス殿が徴収したヴィギエ管区の支出のための1世帯当たり9.5グロの租税を支払うために、セイラへ行った。そこで支払った。10フラン。

[86]同様に、改鋳された1フランあたり1スー4ドゥニエを失った。1スー4ドゥニエ。

[87]同様に、上記の10フランは1フランあたり16グロの価値ではなく、16.25グロの価値を持っていたため、損失があった。5スー。

[88]同様に、ベリー公殿が要求したフランについての助言を求めるために、ユゲット・ファーバはここ〔セイラ〕からクレルモンとジニャックへ行くことが議会で決められた。そして支払わなくてよいということが分かった。

なぜならジニャックとクレルモンのコンシュルは彼に、同意されていないと言ったからだ。彼はその働きにより得た。7 スー。

[89]同様に、石工のグアラ・ボスクはノストラ・ドナ門を視察するために、1 人の仲間とともにここに来た。そして我々はそこで工事を行いたい全ての物を彼らに提示した。彼は 60 フランを要求し、我々の参事会において、彼は 8 日後ここに戻ることが決められた。そしてそれについて我々は参事会で話した。そして彼はここに戻り、人夫などの作業で必要とするすべての物を彼に与えた。さらに我々は 35 フランと 4[]イエイラスのワインで石を掘削しなければならなかったが、我々の参事会で我々が葡萄の収穫をするまではそのままにしておくことが決められた。従って彼らにいいえと返答し、そこにいた彼らに 2 度に渡り飲み物を与えた。我々は支出した。7 スー。

[90]同様に、9 月 18 日ユゲット・ファーバは、ヴィギエ管区が召集されたジニャックへ行った。それはフォワ伯と話すために、ヴィギエ管区から 2 人か 3 人が召集されるマゼールへ〔代表者を〕派遣するためだった。ジニャックから 1 人、ロデーヴから 1 人が決められた。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

[91]同様に、~~我々は彼に飲み物を与え、支出した。~~

[92]同様に、9 月 20 日ペイレ・マルロス殿が徴収した 1 世帯当たり 9.5 グロの地方税の残りを徴収するため、ジニャックの執達吏が 1 人ここに来た。彼はその働きにより得た。8 スー。

[93]同様に 我々は彼に飲み物を与え、支出した。1 スー。

[94]同様に、9 月 22 日ヴィギエ管区の支出のために 1 世帯当たり[]を徴収しているクレルモンのベルナール・サルバネスク殿が我々にジニャッ

クの執達吏を1人派遣した。彼はその働きにより得た。8スー。

[95]同様に、我々は支払うべき総額を減じるためにジョアン・グロに支払った。1フローラン

小計 19 リーヴル 11 スー 10 ドゥニエ

[Fol. 6 r°]

[96]同様に、9月24日ユゲット・ファーバはセイラへ行った。ヴィギエ管区の支出のための1世帯当たり9.5グロの祖税を支払うためである。そこで支払った。8フラン4.5グロ。

[97]彼はそれに関して8フラン失った。その8フランは16グロとして〔の価値を〕持っておらず、我々は16.25グロとしてそれを持っていた。4スー。

[98]同様に、支払いが滞っている約2フローランをベルナール・サルバネスク殿に持っていくために彼〔ユゲット・ファーバ〕はクレルモンへ行った。上記のベルナール殿は受け取ることを望まなかった。なぜならさらに低い額しかなかったからだ。彼は8日の期日を与えた。彼はその働きにより得た。7スー。

[99]同様に、我々の任期の農地監督人であるギレム・ガウベルトに年間20フランを支払い、9月10日に休暇を与えた。我々は支払うべき総額を減じるために彼に支払った。2フラン。

[100]同様に、1日の休暇のために我々は彼に支払わなければならなかった。10スー。

[101]同様に、我々の参事会の意思によりセイラのペイレ・マルロス殿が徴収した1世帯当たり9.5グロの地方税とヴィギエ管区により行われる支出のためのクレルモンのベルナル・サルバネスク殿が徴収した5クロザットを支払うために、1つの課税を行った。資産台帳から課税を引き出すために4日かかった。我々は支出した。14スー。

[102]同様に、10月2日ユゲット・ファーバはクレルモンへ行った。ヴィギエ管区の支出のための、ベルナル・サルバネスク殿が徴収した一世帯当たり5クロザットの地方税を納めるためである。そこで支払った。6フラン。

[103]同様に、彼はその働きにより得た。7スー。

[104]同様に、10月6日ユゲット・ファーバは我々の参事会の意思により、あらゆるヴィギエ管区が召集されたクレルモンへ行った。それはマゼールにいる使節に返答するためである。教会と貴族に入れ知恵を与え、ラブリュギエールで集会を開くことが議会で決められた。彼は2日間おり、彼はその働きにより得た。14スー。

[105]同様に、10月8日ユゲット・ファーバは我々の議会の意思により、ラブリュギエールへ行った。そこでは上記の使節に返答するためにあらゆる自治体と教会と貴族が召集された。我々は彼らに決して同意してはいけないと命令することが議会で決められた。そして彼らに返答することを望むものは一人も見つからなかった。そこに一世帯あたり5クロザットの地方税を徴収するクレルモンのベルナル・サルバネスク殿がいたため、彼に支払った。7フラン。

[106]同様に、彼はその働きにより得た。7スー。

小計 40 リーヴル 19 スー6 ドゥニエ

[107]同様に、10月13日ユック・サラ殿、ルモリと呼ばれたジョアン・アンドリエウ殿、ナンの石工殿にノストラ・ドナ門を建設するために与えた。我々は職人たちがそれを行うにあたり必要なもの全てを我々の費用で持ち、そして上記の職人を除いて我々が石灰石を探さなくてはならなかった。石灰石 30 ミュエは彼らの支出で行わなければならなかった。我々は彼らに木を与え、石灰石を運ばなくてはならなかった。そして上記の日に、ペイレ・ポンティッリュ殿の手により作成された公正証書により、請負であるかのような形態で上記のあらゆる石灰石に関する 50 フランを彼らに与えた。それに関してペイレ・ポンティッリュ殿は得た。4 スー。

[108]同様に、4 人の人夫と上記の職人の計 6 名に夕食を与えることが参事会で決められた。全てを支出した。12 スー。

[109]同様に、さらに1日3グロで5日間石を探したギレム・モレレンクに支払った。30 スー。

[110]同様に、さらに我々はユゲット・ファーバに支払った。なぜなら彼は鉄の棒を探すためにサン・ジャン・ド・フォスへ3日間行き、それから門の石についての作業を終わらせ、さらに1日彼の砂を積んだ。1日当たり3スー6ドゥニエ全ての日にかかった。14 スー。

[111]同様に、さらに10月20日ジニャックのヴィギエ殿が我々に1通の手紙を送った。なぜなら傭兵崩れたちが我々を激しく脅威にさらしており、知らされるべきであるからだ。使者に与えることが参事会で決められた。4 スー。

[112]同様に、10月24日ユゲット・ファーバはマゼールにいた人の報告

を聞くためにヴィギエ管区全体が召集されたジニャックへ行った。そしてあまりにも議論が紛糾したため終わらず、上記の月の 27 日に議会を延期した。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

小計 3 リーヴル 7 スー6 ドウニエ

[Fol. 7 r°]

[113]同様に、10 月 27 日ジョアン・サウレルはマゼールにいた大使達の報告を聞くためにジニャックへ行った。マゼールの大使達は、ジニャックがモンペリエに使者を派遣するということを要求した。どのようにマゼールの議会を乗り切るかを見るためである。ジョアン・サウレルはその働きにより得た。3 スー6 ドウニエ。

[114]同様に、我々は後継人であるペイレ・ダンタンに我々が村長の時期のディクレ〔?〕のため支払った。4 グロかかった。8 スー。

[115]同様に、さらに我々は木〔?〕の錠前を作ったジョアン・グロとペイレ・エスタニオルに支払った。5 グロかかった。10 スー。

[116]同様に、我々の参事会の意思によりサン・ギレム・ル・デゼール修道院長殿がパリから帰った時、6羽の雌鶏の贈り物をした。11 グロかかった。22 スー。

[117]同様に、11 月 4 日ギレム・モレレンクと良きエスタニオルはジニャックへ行った。それは我々の弁護士に牧草地の賃貸契約と、我々と修道院との和解を示すためだ。しかし満足のいく結果は得られなかった。彼らはその働きのより得た。7 スー。

[118]同様に、我々はそこで年俸として我々の弁護士に支払った。2 フラン。

[119]同様に、ペイレ・ダンタンの前で、ジョアン・グロに支払うべき9フローランの補填を行った。我々は彼に支払った。1フローラン19スー6ドゥニエ。

[120]同様に、さらにギレム・カステルが徴収した地方税のために支払った。6スー6ドゥニエ。

[121]同様に、さらに我々は補填を行うために彼に支払った。2スー2ドゥニエ。

[122]同様に、ジニャックのヴィギエ殿が我々に送った1世帯当たり1フローランの地方税についての命令書のため支払った。2スー。

小計 13リーヴル 17スー1ドゥニエ

[Fol. 7 v°]

[123]同様に、さらにギレム・モレレンクは石を見つけるためにいたが、あまり石を見つけられずに、そこに6日間いた。その働きにより1日3グロを得た。36スー。

[124]同様に、さらに上記の作業のためにラモン・ベデルはペイレ・メングアウの石灰のラッチュ〔?〕へ行った。石灰を受け取り、ペイレ・カバストリエ殿の四角い石を積むのを手伝うためである。そこに5日間いた。その働きにより得た。17スー6ドゥニエ。

[125]同様に、我々はマルティ・ペリッサのラバを曳く男を1人雇った。彼はペイレ・メングアウのラッチュの石灰を運んだ。彼に与えた。3スー6ドゥニエ。

[126]同様に、ユゲット・ファーバはブレンギエイラ・エステヴェナ殿の石灰を運ぶために1日そこにいた。彼はその働きにより得た。3 スー6 ドゥニエ。

[127]同様に、11月7日我々の参事会の意思により、ユゲット・ファーバとギレム・モレレンクはモンペリエに行った。なぜなら放した家畜のための、〔牧草地の〕賃貸契約、和解、そして我々村長についての助言を要求するためであった。そして[]弁護士は我々に、我々はよりよくするためにサン・ギレム・ル・デゼール修道院長殿に従うべきだと言った。弁護士に与えた。1フラン4スー。

[128]同様に、モンペリエに3日間いた。彼らの働きにより得た。我々は2人に与えた。21 グロ=42 スー。

[129]同様に、11月10日我々の参事会の意思により、サン・ギレム・ル・デゼール修道院長殿に6羽の雌鶏の贈り物をした。我々により良き返答をしてもらうためである。11.5 グロかかった。23 スー。

[130]同様に、さらに我々は石灰のカマドへ石工たちに会いに行き、彼らにパンとワインと肉を与えるということが参事会で決められた。8 スー7 ドゥニエ。

小計 8 リーヴル 10 スー7 ドゥニエ

[Fol. 8 r^o]

[131]同様に、ナンの住民であり、後で作った、我々の門を建設するために我々が雇った石工である、ユック・サラ殿とジョアン・アンドリエウ殿に支払った。ラモン・ベデルの家で彼らに支払った。9 フローラン。

[132]同様に、さらに上記の石工殿たちが食べた小麦 2 スティエのために、ラモン・ベデルの家で彼らのために与えたものを彼に支払った。40 スー。

[133]同様に、さらに上記の石工殿たちに支払った。そして良き兄弟の家の前でユック・サラ殿は得た。1 フラン。

[134]同様に、さらに上記の石工殿たちがナンへ帰る際、良き兄弟の家で、彼[良き兄弟]の面前で、彼らに支払った。3 フラン。

[135]同様に、さらに我々は上記の石工殿たちに支払い、彼らがジョアン・マタスに負っていた 1 日のために、彼に支払った。3 スー 4 ドウニエ。

[136]同様に、さらに我々は上記の石工殿に支払い、彼らが 2 人の山人に負っていた 3 日間のために山人 2 人に 3 グロ支払った。6 スー。

[137]同様に、さらに我々は上記の石工殿たちに支払い、彼らが行った日にユック・サラ殿は 4 グロ得た。8 スー。

小計 24 リーヴル

[Fol. 8 v°]

[138]同様に、11 月 21 日我々の参事会に意思により、ユゲット・ファーバは、貴族と聖職者とヴィギエ管区全体が召集されたクレルモンへ行った。貴族は平民が武装されることを望んだが、我々が合意するには至らなかった。彼らは集会を延期し、聖アンドリュウの日にセイラにて開催されることになった。彼は 2 日間そこにいたため、その働きにより得た。14 スー。

[139]同様に、11 月 25 日サン・ギレムの修道院長は我々 3 人の村長を探し

ており、我々に〔使者を〕送った。我々が修道院長の前に来た時、彼は我々に言った。サン・ジャン・ド・フォスの有力者たちは堀のモレ？を建造することを欲しており、彼らは我々の知識を得ると都合がよかった。そして我々は彼に、それに関する参事会を開くと返答した。そして我々は〔自村に〕帰った時、夕食を食べた。そして我々は支出した。4 スー。

[140]同様に、11月27日ギレム・モレレンク、ラモン・ベデル、ユゲット・ファーバ、ジョアン・ディ・ヴェンデュラはサン・ジャン・ド・フォスの村長に返答するため、サン・ジャン・ド・フォスへ行った。そして思い切って〔堀のモレ？を〕建造することに専念した。なぜなら和解に従って、我々は彼らにとって都合の良い状態であるからだ。そして我々は〔自村に〕帰った時、夕食を食べた。そして我々は支出した。3 スー7 ドウニエ。

[141]同様に、11月30日シカール・ヴェッサヴィーは、上記の集会が開かれるためセイラへ行った。〔出席した人々は〕一日中、ジニャックのコンシュルを待ったが、来なかったため、集会を延期し、ロデーヴで開くこととなった。2日間そこにいたため、彼はその働きにより得た。7 スー。

[142]同様に、12月6日ジョアン・ボルディルス殿が我々に1通の手紙と共に〔 〕を派遣した。なぜならロデーヴの平野に2頭の馬を連れた傭兵崩れたちが来て、そのことについて今後我々は知らされるからだ。彼ら(使者)に3グロ与えた。6 スー。

[143]同様に、12月7日良き兄弟はヴィギエ管区全体が召集されたロデーヴに行った。しかし、ロデーヴの平野の傭兵崩れたちのため集会はそこで開かれなかった。彼は2日間そこにいたので、その働きにより得た。14 スー。

[144]同様に、我々は支払うべき総額を減じるために、ジョアン・グロ2度

支払った。ユゲット・ヴァラットは彼にそれに関して 1 フラン支払った。
1 フラン。

小計 4 リーヴル 6 ドウニエ

[Fol. 9 r°]

[145]同様に、12月11日サン・ギレム・ル・デゼール修道院長は我々に1通の手紙を持った使者を派遣した。その手紙には、我々3人の村長はこの村の3人の男と共にサン・ジャン・ド・フォスへ彼〔修道院長〕と話しに行くべきだということが書かれていた。そして我々〔3人の村長〕は、ギレム・カステル、良き兄弟、ジョアン・メングアウと共に、そこへ行った。そして我々が修道院長の面前にいた時、彼は我々に、ベリー公へ1世帯あたり1フランの租税を支払うべきだと言った。そして我々は彼に、それに関しては我々の参事会で話すと言った。我々が〔サン・ギレム・ル・デゼール村に〕帰った時、共に夕食を食べ、パンとワインと肉を支出した。
5 スー。

[146]同様に、12月15日サン・ギレム・ル・デゼール修道院長は我々を呼びに〔使者を〕派遣した。そして良き兄弟とユゲット・ファーバは、サン・ジャン・ド・フォスへ行った。そして彼はなぜ我々がベリー公へ1世帯あたり1フランの租税を支払わないのかと言った。我々は彼に、人々は義務を負っていないと言った。修道院長はサン・ギレム・ル・デゼール村へ来て、和解しようとしたが、それについて和解できなかった。修道院長に3瓶のワインを送った。1 スー。

[147]同様に、12月16日ジニャックのヴィギエ殿は我々に1通の手紙を持った使者を派遣した。その手紙には、我々はベリー公の財務官と和解に行くようにと書かれていた。ヴィギエ殿の名誉のために、使者に2グロ与えることが参事会で決められた。4 スー。

[148]同様に、彼に飲み物を与え、支出した。1 スー。

[149]同様に、12月17日我々の参事会の意思により、ユゲット・ファーバとシカール・ヴェッサヴィーは、ヴィギエ殿と話すためにジニャックへ行った。そして彼は我々に、我々の大きな利益のために、我々は1世帯あたり1フランの租税を支払うことが望ましいと言った。そして我々は彼に、それに関しては我々の参事会へ持ち帰ると返答した。その働きにより2人は得た。7 スー。

[150]同様に、12月21日我々はジニャックの公証人であるニコラウ・ジャウフレ殿に支払った。[]それは良き兄弟が村長であった時、ロデーヴ司教が要求した1世帯あたり3フランの地方税について作成された上訴文書のためである。13 スー。

小計 1 リーヴル 11 スー

[Fol. 9 v^o]

[151]同様に、12月28日我々の参事会の意思により、我々はペイレ・ロガヴァッチュをサン・パルゴワールにいるサン・ギレム・ル・デゼール修道院長のもとへ派遣した。城代が門上にある設備の防衛を拒否したことを知らせるためである。2日間そこにいた。彼はその働きにより得た。6 スー。

[152]同様に、12月30日ギレム・モレレンクとジョアン・ディ・ヴェルデュラは、ベリー公が要求した1世帯あたり1フランの租税の助言を得るために、ヴィギエ管区のあらゆる共同体が召集されたサン・フェリックス・ド・ロデに行った。参加者は集会を延期し、クレルモンで開くことにした。そこに2日間いた。彼はその働きにより得た。14 スー。

[153]同様に、1月2日我々の参事会の意思により、ユゲット・ファーバとジョアン・ディ・ヴェルデュラは、上記のフランのためにクレルモンへ行った。ロデーヴのコンシュルたちは、なぜ彼ら〔ロデーヴのコンシュルたち〕がそこにいるのか分からないと言い、集会を1月10日に延期した。そこに2日間いた。彼はその働きにより得た。28 スー。

[154]同様に、1月10日我々に参事会の意思により、ユゲット・ファーバとジョアン・ディ・ヴェルデュラは、上記の集会を開催するためにクレルモンへ行った。だがロデーヴ〔のコンシュルたち〕はいなかった。そして我々はベリー公へ1世帯あたり1フランの祖税を支払うという参事会の意思により、クレルモンのコンシュルと合意した。そこに3日間いた。彼はその働きにより得た。42 スー。

[155]同様に、さらに我々の参事会の意思により、我々はペイレ・ロガヴァッチュをサン・パルゴワールへ派遣した。なぜならそこにいた家畜を捕獲したからである。そこに2日間いた。彼はその働きにより得た。6 スー。

[156]同様に、我々は、民兵隊長であった時にノストラ・ドナ門の鍵と鎖を作ったラモン・ロジエに支払った。22 スー。

[157]同様に、さらに我々は、民兵隊長であった時に上記のラモン・ロジエが雇っていた2人の偵察者のために、彼に支払った。6 スー。

小計 6 リーヴル 4 スー

[Fol. 10 r^o]

[158]同様に、さらにノストラ・ドナ門のために作らせた1つの錠箱と、釘のためにユゲット・ヴァラットに支払った。7 スー。

[159]同様に、さらにベリー公が要求した1世帯あたり数フランの祖税について、ジニャックの裁判官殿に返答するために派遣した1人の男のために、シカール・ヴェッサビィに支払った。2スー。

[160]同様に、さらに我々は支払うべき総額を減じるために、ジョアン・グロに支払った。1フラン13スー。

[161]同様に、さらに良きエスタニオルが徴収した祖税のために支払った。11スー11ドゥニエ。

[162]同様に、さらにギレム・カステルと良きエスタニオルが徴収する祖税のために良きガッチャに支払った。21スー4ドゥニエ。

[163]同様に1月20日、良きエスタニオルとギレム・ガルニエはジニャックへ行った。ベリー公に1世帯1フランの祖税を支払うためである。そこで財務官に支払った。39フラン。

[164]同様に、そこに1日いたため、彼はその働きにより得た。7スー。

[165]同様に、2人は翌日そこ〔ジニャック〕に戻った。財務官に給料を支払うためである。10フラン。

[166]同様に、さらにジニャックの執達吏であるラモン・カルビーに支払った。1世帯1フランの祖税のために2度にわたりそこにいたためである。1フラン。

[167]同様に、各2日間2人でそこにいた。14スー。

[168]同様に、〔納税のための両替を行った際、〕手数料がかかった。6スー。

[169]同様に、上記のフランについての命令書のために支払った。2 スー。

[170]同様に、破壊された木の通路の修理をさせた。それについて数人の男たちが得た。2 スー 8 ドゥニエ。

小計 87 リーヴル 4 スー 6 ドゥニエ

[Fol. 10 v°]

[171]同様に、1月28日、ユゲット・ファーバはヴィギエ管区のあらゆる自治体が召集されたクレルモンに行った。そしてベジエに行くことが決められた。そこに2日間いた。彼はその働きにより得た。14 スー。

[172]同様に、4

[173]同様に、1月29日、我々はラモン・マウレルの馬に乗ったジョアン・ディ・ヴェルデュサをベジエに派遣した。その支出のために彼に与えた。2 フラン。

[174]同様に、我々はラモン・マウレルに、良きエスタニョルが徴収した地方税と相殺する形で、彼の馬の賃料を支払った。23 スー 7 ドゥニエ。

[175]同様に、2月3日、ジニャックの執達吏であるジャックが、傭兵崩れたちに関する[]でベリー公が同意した1世帯あたり1グロの祖税を徴収するためにここに来た。その給料のために得た。8 スー。

[176]同様に、我々は支払うべき総額を減じるために、農地監督人であるギレム・ガウベルトに、ペイレ・ダンタンの手を介して支払った。1 フラン。

[177]同様に、彼〔ギレム・ガウベルト〕に良きエスタニョルの手を介して支払った。1フラン。

[178]同様に、さらにギレム・カステルが徴収した地方税、良きエスタニョルが徴収した祖税、ペイレ・ディ・ロスが徴収した祖税、つまりこれら3つすべての祖税と相殺する形で彼〔ギレム・ガウベルト〕に支払った。1フラン2グロ。

小計 8 リーヴル 18 スー

[Fol. 11 r^o]

[179]同様に、ギレム・コンバスに支払った。良きエスタニョルの祖税に関して、我々の年度において我々のためにするのに必要なことにためである。18 スー4 ドゥニエ。

[180]同様に、ペイレ・メングアウに支払った。門を建造するために得た6 ミュエ 62 スティエの石灰[]、ペイレ・ディ・ロスが徴収した祖税に含まれる。5フラン 11.75 グロ。

[181]同様に、ブレンギエイラ・エステヴェナに支払った。門を建造するために得た 20 スティエの石灰のためであり、ペイレ・ディ・ロスの祖税に含まれる。42 スー5 ドゥニエ。

[182]同様に、徴収した租税のために良きエスタニョルに支払った。1フラン。

[183]同様に、さらにこの場所で抵当を売らせるために、競売人に支払った。1 フローラン。

[184]同様に、さらに我々は良きエスタニョルに与えた。我々の業務の外において、ギラルト・ディ・フレジャヴィラ殿の意思により、ジョアン・ディ・ヴェルデュラをベジエに派遣するためである。24 スー。

小計 15 リーヴル 14 スー3 ドゥニエ
合計 287 リーヴル

[Fol. 11 v^o : 白紙]

[Fol. 12 r^o]

[185]我らが主の年である 1381 年 2 月 4 日、サン・ギレムの村長としてラモン・ベデル、ギレム・モレレンク、ユゲット・ファーバが選ばれた。そして我々の収入を記した。

[186]第一に、我々村長から 1381 年 10 月 21 日に徴収した、ギレム・カステルのタイユ税を収入として得た。64 リーヴル 17 スー6 ドゥニエ。

[187]同様に、1381 年 2 月 2 日に徴収した、上記のギレム・カステルのタイユ税を収入として得た。ボン・ガッチャからの 10 スー8 ドゥニエも含む。5 リーヴル 10 スー2 ドゥニエ。

[188]同様に、上述の日に上述からの収入を得た。5 スー。

[189]同様に、1381 年 12 月 15 日に良きエスタニョルと良き兄弟とジョアン・カンパニャから収入を得た。彼ら村長から徴収したタイユ税からである。8 リーヴル 11 スー7 ドゥニエ。

[190]同様に、上述の日にフェリパから収入を得た。10 スー。

[191]同様に、上述の日に上述からの収入を得た。25 スー5 ドゥニエ。

[Fol. 12 v°]

[192]同様に、さらに 1382 年 2 月 2 日村長であったギレム・コスタ、ジョアン・ディ・ヴェルデュラ、ギレム・グエスから徴収したジョアン・サレスのタイユ税の収入を得た。2 フラン 5 スー4 ドゥニエ。

[193]同様に、さらに我々村長から徴収した、良きエスタニオルのタイユ税の収入を得た。42 フラン 14 スー8 ドゥニエ。1381 年[]月 3 日。

[194]同様に、さらに上述の良きエスタニオルから上記の日に収入を得た。54 スー7 ドゥニエ。

[195]同様に、さらに村長であった良きエスタニオルと良き兄弟とジョアン・カンパニャから徴収したギレム・パウレットのタイユ税の収入を得た。54 スー6 ドゥニエ。1382 年 4 月 15 日。

[196]同様に、さらに村長であった良き兄弟と良きエスタニオルとジョアン・カンパニャから 1382 年 2 月 2 日に徴収したジョアン・ディ・ヴェルデュラとペイレ・ロスのタイユ税から収入を得た。75 スー5[]。

[Fol. 13 r°]

[197]同様に、第一にラ・ヴァクリの有力者からボン・ガッチャを介して収入を得た。2 フラン。

[198]同様に、さらにユゲット・ヴァラットの手を介して上述の有力者から収入を得た。2.5 フラン。

[199]同様に、さらに公証人であるペイレ・ポンティッリュ殿の手を介して上述の有力者から収入を得た。29.5 グロ、1 フラン 14 グロ 1[]。

[200]同様に、さらに Aud[]・ビラルの手を介して上述の有力者から収入を得て、その 2 フランはボン・デルクロス殿の手を介してユゲット・ファーバがそこに置いた。6 フローラン 8 スーV[]。

[Fol. 13 v°]

~~[201]同様に、さらに1382年2月3日に我々の村長から徴収したペイレ・ディ・ロスのタイコ税の収入を受け取った。16 リーヴル 7 スー~~

~~[202]同様に、さらに上述の日に上述から収入を得た。22 スー4 ドゥニエ~~

参考文献

- 伊藤滋夫「中・近世ラングドックの直接税収取機構の変遷」、『愛知県立大学外国語学部紀要』、33号、2001年。
- 近江吉明「中世後期フランス王国北部における都市民蜂起のネットワーク--パリ都市民蜂起と各地の王国都市」、『専修人文論集』、82号、2008年。
- 近江吉明「15世紀フランス「内乱期」におけるカボシャン蜂起」、『専修人文論集』、80号、2007年。
- 近江吉明『黒死病の時代のジャクリー』、未来社、2001年。
- 近江吉明「民衆蜂起の比較史的考察--14・15世紀の日本とフランスの場合」、『専修大学人文科学研究所月報』、192号、2000年。
- 近江吉明「ジャクリー蜂起における蜂起衆の成立とその展開--「特赦状」の分析から」、『専修人文論集』、56号、1995年。
- 近江吉明「エティエンヌ・マルセル市民蜂起と民衆-下-」、『駿台史学』、76号、1989年。
- 近江吉明「エティエンヌ・マルセル市民蜂起と民衆-上-」、『駿台史学』、73号、1988年。
- 近江吉明「14世紀北フランスにおけるジャクリーの意義--政治史的経過を中心に」、『専修史学』、5号、1973年。
- 加藤玄「中世英仏関係における「海峡都市」カレー（小特集 海峡と都市）」、『都市史研究 = Journal of urban and territorial history』、6号、2019年。
- 加藤玄「論点開示 中世後期の英仏関係とガスコーニュ（2013年度大会共通論題報告 西欧カトリック世界の帝國的構造）」、『西洋史研究』、43号、2014年。
- 城戸毅『百年戦争：中世末期の英仏関係』、刀水書房、2010年。
- 城戸毅「公開講演 百年戦争とは何だったのか What was the Hundred Years War, after all?」、『白山史学』、44号、2008年。
- 佐藤賢一『英仏百年戦争』、集英社新書、2003年。
- 佐藤猛「百年戦争勃発と北フランス都市防備の主導権争い—ノワイヨン市壁修理訴訟の蒸し返しを事例に一」、『日仏歴史学会会報』、36号、2021年
- 佐藤猛『百年戦争期フランス国制史研究：王権・諸侯国・高等法院』、北海道大学出版会、2012年。
- 鹿野嘉昭「中近世欧州諸国における貨幣供給、小額貨幣と経済発展」、『経済學論叢』、63巻2号、2011年。

花田洋一郎『フランス中世都市制度と都市住民・シャンパーニュの都市プロヴァンスを中心にして-』、九州大学出版会、2002年。

堀越宏一「中世後期フランスの三部会における課税合意の形成と課税放棄」、『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』、創文社 2011年。

堀越宏一「14世紀後半のフランス王国における租税制度の成立」、『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』、東京大学出版会、2003年。

向井伸哉「一四世紀後半南仏ベジエ地方における自治体間の協力関係」、高山博・亀長洋子編『中世ヨーロッパの政治的結合体—統治の諸相と比較』、東京大学出版会、2022年。

向井伸哉「中世後期南仏ベジエ地方における村落自治と村落文書：中近世畿内地方との比較を念頭に」、『歴史科学』、246号、2021年。

向井伸哉「中世後期南フランスにおける都市と農村の政治的関係—ベジエの都市エリートとヴァンドレスの村落共同体(一三五〇—一四〇〇)—」、『史学雑誌』、127編10号、2018年。

ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』、東京大学出版会、2008年。

山瀬善一『百年戦争—国家財政と軍隊』、教育社、1981年。

山瀬善一「国王課税と国王軍隊--1360年代のフランスについて Royal Taxation and Royal Army : On France in 1360s」、『国民経済雑誌』、140号、1979年。

山瀬善一「百年戦争の初期におけるフランスの軍隊 Les Militaires Francais au Debut de la Guerre de Cent Ans」、『神戸大学経済学研究年報』、24号、1977年。

渡邊昌美「攻撃と防御の構造」、堀米傭三編『中世の森の中で』、河出文庫、1991年。

渡邊昌美「城をめぐる生活」、堀米傭三編『中世の森の中で』、河出文庫、1991年。

ジャン=ルー・アベ、向井伸哉訳「非常時の共同体:中世末期ラングドック地方における村落防備」(近刊予定)。

M. モラ、Ph. ヴォルフ、瀬原義生訳『ヨーロッパ中世末期の民衆運動：青い爪、ジャック、そしてチオンピ』、ミネルヴァ書房、1996年。

Jean-Loup Abbé et Vincent Challet, « Du territoire à la viguerie : espaces construits et espaces vécus à Saint-Guilhem-le-Désert à la fin du Moyen Âge », *Annales du Midi*, vol. 119, 2007.

Émile Appolis, « La juridiction spirituelle de Saint-Guilhem-le-Désert et les évêques de Lodève (1284-1784) », *Annales du Midi*, vol. 65, 1953.

Abbé Léon Cassan, « L'administration communale aux XIV^e et XV^e siècles dans quelques communautés dépendant des abbayes d'Aniane et de Saint-Guilhem-le-Désert », *Mémoires de la Société Archéologique de Montpellier*, vol. 3, 1907.

Jasé Cazes, *Saint-Guilhem-le-desert et sa region*, Aniane, 2005.

Vincent Challet, « Le Tuchinat en Toulousain et dans le Rouergue (1381-1393) : d'une émeute urbaine à une guérilla rurale ? », *Annales du Midi*, vol. 118, 2006.

Vincent Challet, « La révolte des Tuchins : banditisme social ou sociabilité villageoise ? », *Médiévales*, vol. 34, 1998.

Philippe Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen Âge. Études sur les armées des rois de France. 1337-1494*, Paris, 2003 (=1972).

Bernard Guenée, « L'histoire de l'État en France à la fin du Moyen Âge, une vue par les historiens français depuis cent ans », *Revue historique*, t. CCXXXII-2, 1964.

Maurice Keen, « The end of the Hundred Years' War: Lancastrian France and Lancastrian England », *England and Her Neighbours*, 1989.

Camille Lacroix, « La défense des communautés d'habitants à la fin du Moyen Âge et au début de l'Époque moderne : introduction », *Annales du Midi*, vol. 126, 2014.

Ferdinand Lot et Robert Fawtier, *Histoire des institutions françaises au Moyen âge*, t. 2, Institutions royales, Paris, 1958.

Kenneth Bruce McFarlane, « War, the Economy and Social Change: England and the Hundred Years War », *Past & Present*, vol. 22, 1962.

Pierre Macaire, *47 itinéraires de balades autour de Saint-Guilhem-le-Désert*, Liouc, 2005.

Shinya Mukai, « Une communauté villageoise face à l'insécurité : la défense de Sérignan (Hérault) dans la deuxième moitié du XIV^e siècle », *Annales du Midi*, vol. 128, 2016.

David Sassu-Normand, « Contrôle royal de l'espace et rivalités urbaines : la viguerie de Béziers et son démembrement au XIV^e siècle », *Annales du Midi*, vol. 123, 2011.

Adolphe Vuitry, *Etudes sur le régime financier de la France, avant la Révolution de 1789*, t. 2, deuxième série, Paris, 1883.